

大阪市地域福祉計画

平成16年3月

大阪市

はじめに

高齢社会が本格的に到来する中、市民が健康で安心して暮らし、将来を担う子どもたちがすこやかに育つまちづくりを進めるとともに、すべての人がお互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現をめざして、新しい「大阪市地域福祉計画」を策定しました。

この計画は、市民の皆様をはじめ地域社会と行政が一体となって、人権尊重、住民主体、利用者本位の福祉を推進し、大阪市に住み働くすべての人々が互いに支え合い、自分たちのまちを心から愛し、誇りに思える都市を築くことを目標にしています。

大阪市は、時代の変化に的確に対応し、わが国の発展をリードしてきた輝かしい歴史と伝統を持っています。長引く景気の低迷など社会経済情勢は大変厳しくなっていますが、都市が個性や魅力を競い合う「地方分権」の時代を迎えた今こそ、市民をはじめ地域福祉の推進に携わる関係各方面の皆様方のご支援とご協力を得て、保健・医療・福祉の一層の連携のもと、『やさしく力強い 新生・大阪市』づくりを進めていきたいと考えており、この計画が今後の地域福祉の増進に大きな役割を果たすことを願っています。

計画の策定にあたり、多大のご尽力を賜りました大阪市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様方に、心から厚くお礼を申し上げますとともに、計画の円滑な推進に一層のご指導とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

大阪市長 關 淳一

目 次

1 地域福祉とは	1
(1) 策定の背景と意義	1
大阪市の地域福祉を進めるために	1
策定の背景と意義	2
(2) 地域福祉の考え方	6
基本的な考え方	6
地域福祉の具体化のための視点	9
(3) 地域福祉の担い手	11
社会福祉協議会のあり方(社会福祉法での位置づけ)	12
2 市レベルの計画	14
(1) 計画の目標	14
(2) 計画の位置づけ	14
(3) 計画の圏域の考え方	18
(4) 計画の期間の考え方	18
(5) 計画の推進・評価の体制	19
(6) 地域福祉を進めるためのしくみづくり	20
みんなで支え合うしくみづくり	21
人権尊重に基づく福祉文化の創造	21
つながりの場づくり	22
市民参加の促進	23
みんなで支え合う地域づくり	25
サービスを利用しやすいしくみづくり	26
相談体制の充実	26
情報提供の充実	28
サービスへつなぐしくみの充実	29
サービスの利用支援	32
サービス提供の充実のためのしくみづくり	35
サービスの質の向上	37
多様な福祉サービス提供者の育成・支援	39
協働による多様なサービスの創出	40
社会資源の有効活用	41

3	区レベルのアクションプランの策定に向けて	4 4
(1)	区レベルのアクションプランの意義	4 4
(2)	区レベルのアクションプランの基本的な考え方	4 4
(3)	区レベルのアクションプランの策定	4 7
	だれが策定するのか	4 7
	どのように策定するのか	4 7
	目標づくりと推進、評価の考え方	5 0
	プランの目標づくり	5 0
	プランの推進と評価	5 4
(4)	策定支援	5 4
	大阪市・大阪市社会福祉協議会の役割	5 4
	支援の内容	5 5
(5)	小学校区など小地域での取り組み	5 5

《付属資料》

■	大阪市地域福祉計画策定委員会設置要綱	5 9
■	大阪市地域福祉計画策定委員会委員名簿	6 1
■	大阪市地域福祉計画の策定経過	6 2
■	大阪市地域福祉計画の策定に関する取り組み実績	6 3
■	大阪市地域福祉計画（素案）にかかるパブリック・コメント 手続の実施結果について	6 6
■	大阪市電子会議室（試行実施）の実施結果について	6 8

コラム欄の目次

■ 協働	2
■ 社会福祉基礎構造改革	3
■ 人権	6
■ 大阪市男女共同参画推進条例 第2条	7
■ 社会的援護を要する人々への支援	8
■ 野宿生活者（ホームレス）の自立支援について	8
■ 社会福祉協議会	1 3
■ 福祉の心を育てるための取り組み	2 2
■ 交流の場づくり	2 3
■ ボランティアとNPO	2 4
■ ボランティアやNPOなどの活動支援機関	2 4
■ 地域の支え合いネットワーク	2 5
■ 民生委員・児童委員	2 7
■ 大阪市障害者生活支援事業	2 8
■ 利用者の立場に立った情報提供	2 9
■ 主体形成の支援につながる取り組みの事例	3 3
■ 後見的支援事業（地域福祉権利擁護事業と成年後見制度）	3 4
■ 福祉サービスにかかる苦情解決のしくみ	3 6
■ 評価制度（自己・利用者・第三者）	3 8
■ 第三者評価事業をめぐる状況	3 8
■ コミュニティ・ビジネス	4 1
■ 既存施設の活用による地域の活動拠点づくり	4 2
■ 企業の社会貢献活動	4 2
■ 地域通貨	5 2

コラム欄について

計画の内容について理解を深めていただくため、用語の説明やすずで行われている事業の内容の紹介などを掲載しています。

1 地域福祉とは

(1) 策定の背景と意義

大阪市の地域福祉を進めるために

大阪市においては、地域で安心して暮らしていくという願いをかなえるために、地域における福祉の取り組みや実践が積み重ねられてきました。

今日、「自己選択・自己決定」という新しい社会福祉の考え方などにより、地域における福祉のあり方が大きく変化しています。だれもが生活し、活動できる社会をあたりまえの社会とする考え方や、男女が共に社会を支えていくという考え方などを踏まえ、地域においては、すべての人の人権尊重を基本に、一人ひとりの自立を支えるしくみをつくることが一層求められています。

そのためには、これまでの取り組みや実践を踏まえ、地域のすべての人が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域にしていくという「地域福祉」の考え方に基づく取り組みが必要です。地域福祉は、地域の住民や行政をはじめ、さまざまな組織、団体のすべての力で、「協働」してつくりあげていく福祉だといえます。

大阪市では、だれもが地域で安心して暮らせるよう、健康福祉分野をはじめ各施策を推進し、必要な時に質の高いサービスを提供できる「安全ネット」の充実を図っています。「安全ネット」をさらに充実するため、「大阪市地域福祉計画」を策定し、公私協働により地域福祉を一層推進します。

また、市レベルの地域福祉計画は、地域福祉推進の理念や、大枠のしくみづくりとなるため、より身近な地域の実情にあった地域福祉を推進するしくみづくりが必要です。政令指定都市である大阪市の場合、各種サービス提供上の基本となる単位は区であり、「区民福祉」の考え方を踏まえ、行政施策の充実を図ってきました。このような実情を踏まえ、大阪市地域福祉計画は、地域福祉を推進するために必要となる市全体のしくみづくりを進めるとともに、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、区レベルで公私協働で策定されるアクションプラン（行動計画）づくりを支援します。

【協働】

協働とは、「それぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合い、信頼と理解に立って、それぞれがその特性に応じて責任を分担しながら、共通する目的に向かって協力して働くこと」です。協働することにより、新たなサービスの創出など、それぞれ単独で活動する以上の効果が発揮されることも期待できます。

行政は、幅広い分野でさまざまな公共サービスを提供してきましたが、公平・公正な市民サービスを基本とする行政サービスだけでは、市民の多様な生活課題のすべてに対応することはできません。

社会のあり方を変える鍵となるのが市民の力と協働です。人々の価値観が多様化する中で、心の豊かさを尊重し、社会に貢献することや自己を豊かにすることに関心や意欲をもち、地域の問題に自主的に取り組もうとする市民の活動が、福祉、環境、教育、まちづくりなど、さまざまな分野で活発になってきています。その活動は、市民個人としての取り組みにとどまらず、ボランティアグループやNPOなどという形で展開されています。

また、協働に取り組む市民は、サービスの受け手であるだけでなく、地域づくりの「主体」であり、協働の取り組みを進めていくことは、「自治」の基本ともいえる「市民が主体」となる社会づくりにつながるといえます。

策定の背景と意義

近年、社会福祉を取りまく環境は大きく変化しており、少子・高齢社会の進展、家庭機能の変化などにより、住民一人ひとりが抱える生活課題は多様となっています。福祉は、従来のような限られた人を保護したり、救済するという考え方だけではなく、子育てや高齢者の介護など、だれもが抱える生活課題を解決し、自分らしい生活を送るために必要なものであり、すべての人に関わるものであると認識し直す必要があります。だれもが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、社会全体で相互に支え合うしくみと、自らが生活課題を解決していこうとする主体性が求められます。

国においては、平成12年に社会福祉の基本的な考え方を大きく変えるための改革（社会福祉基礎構造改革）を行うため関係法の改正が行われました。

この改革は利用者本位の社会福祉制度の確立と地域福祉の推進を柱としており、社会福祉法に市町村が地域福祉計画を策定すること（第107条）都道府県は市町村の地域福祉計画の策定を支援する地域福祉支援計画を策定すること（第108条）が規定され、平成15年4月から施行されています。

【社会福祉基礎構造改革】

社会福祉制度は、戦後の復興期に貧困者、身体障害者、戦災孤児などが急増する中で、旧社会福祉事業法を中心に、こうした人々を行政主導で保護・救済する制度（措置制度）として、一定の成果をあげてきました。

しかし、生活水準の向上、少子・高齢社会の進展、家庭機能の変化などの社会環境の変化に伴い、今日の社会福祉制度には、従来のような限られた人に対する保護・救済だけではなく、子育てや高齢者の介護など、国民が自立した生活を営むうえで生じる多様な問題について、社会全体の支え合いに基づく支援が求められるようになりました。

このような社会の変化を踏まえ、平成12年に社会福祉関係法の改正を行い、昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正が行われてこなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など、社会福祉に共通する基盤的制度的見直しを行いました。これを社会福祉基礎構造改革といいます。この改革は、個人の自立と選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実をめざしています。

《主な改正点》

- 1 社会福祉事業法の名称及び目的の改正
 - 社会福祉法に名称変更
 - 目的に福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を追加
- 2 利用者の立場に立った社会福祉制度の構築
 - 措置制度から契約方式による社会福祉制度の構築
 - 痴呆性高齢者など判断能力の不十分な人の福祉サービスの利用を支援するための地域福祉権利擁護制度や苦情解決のしくみなど福祉サービスの利用を支援するための制度の導入
- 3 サービスの質の向上
 - 社会福祉士及び介護福祉士の教育の充実
 - 評価制度の推進
 - 事業の透明性の確保
- 4 社会福祉事業の充実・活性化
 - 社会福祉事業に9事業を追加
 - 社会福祉法人の設立要件の緩和
 - 多様な事業主体の参入
- 5 地域福祉の推進
 - 地域福祉計画の策定
 - 知的障害者福祉等に関する事務の市町村への委譲
 - 社会福祉協議会、共同募金、民生委員・児童委員の活性化

このような状況の中で、次のような視点を踏まえた地域福祉計画の策定が求められています。

一人ひとりが主人公であるために

福祉は、すべての人が人権を尊重され、あたりまえに暮らすことを支援するものです。あたりまえに暮らすとは「どのような人も地域で共に暮らし(共生)、自分らしい生活をつくりだすこと(自立・自律)」をいいます。そういう意味で自分の願いを見つめたり、自分はこうありたいと考えることが福祉の原点となります。自分の生き方を自分で選び、自分が暮らしやすい社会づくりを自分から発信することが始まりです。また、一人ひとりの生涯の中で、時に支える立場となり、時に支えられる立場となるものであり、福祉はすべての人に関わり、一人ひとりが主人公となるものです。

地域福祉計画は住民一人ひとりが主人公である地域づくりを進める計画です。

地域の課題を地域で解決するために

社会環境の変化などにより、生活課題は多様化しており、個人や家族、隣近所、行政だけで解決することはむずかしくなっています。また、家族や地域の互いに助け合う力も低下しています。特に、少子・高齢化が進み、介護が大きな社会問題になっています。そして最近では、今まで福祉サービスが十分行き届かなかった野宿生活者(ホームレス)に関わる課題や、児童虐待、家庭内暴力、社会的なストレスの問題などが表面に出てきています。また、外国籍住民の生活課題もあります。

地域に目を向けると、昔ながらの地域のつながりが残っている地域もあれば、新興住宅地で自治会がない地域もあります。また、在日外国人や中国からの帰国者が多く居住する地域、さらには、野宿生活者(ホームレス)が多く集まっている地域などもあります。地域ごとに多様な特徴があり、地域の実情にあった課題解決が求められます。

地域の中ですべての人が安心して暮らせるためには、これらの課題を地域の課題としてとらえ、地域全体で人々の自立を支えていくというしくみが必要となります。

地域社会の中には、住民同士の支え合いやさまざまな地域福祉活動の実績があります。たとえば、同和地区においては、現代社会が抱えるさまざまな問題

やささらに複雑に絡んだ問題に直面しながら、地域において、人権尊重の視点に立った課題解決の取り組みを重ねてきました。このような実績などを貴重な財産として活かし、地域の課題解決を地域全体で進めていくしくみが必要です。

どのような課題でも住民をはじめ地域に関わる人々が共に考え、地域でできる福祉、地域に必要な福祉を見いだして、地域全体で取り組むしくみづくりを進めます。

福祉サービスをつないでいくために（福祉サービスの総合化）

地域福祉計画は住民が自分らしく暮らせる地域づくりを目標にして策定するものなので、生活の全体を支える福祉サービスのあり方が求められます。そこで今まで高齢者、障害のある人、子ども、ひとり親家庭など対象者ごとに縦割りだった福祉サービスを、生活する地域において一つのつながったサービスとして、一人ひとりの多様な生活課題に柔軟に対応できる利用しやすいサービスにする必要があります。

住民と行政の協働でまちづくりを進めるために（地方分権の推進）

地域福祉計画はこれまでの行政主導の計画と違い、「地域の福祉のことは住民主体で考えよう」という考え方のもとで策定する計画です。これは、住民の福祉を増進する責務をもつ行政として、身近な市町村が中心となる地方分権の時代の流れに沿ったものです。地域福祉計画を住民参加でつくることは、今後住民と行政がどう協働して地方自治を進めていくのかという第一歩となり、また住民にとって自らまちの将来を決めることに主体的に参加していく場としても位置づけられます。

住民一人ひとりの生活の質は、生活の基盤である地域の福祉の質に大きく左右されることから、地域の福祉力の強化が求められています。今、地域福祉計画を策定することは、住民にとって大きな意味があります。そして、地域福祉計画は、だれにとっても暮らしやすく、いつまでも暮らすことができる地域にするために、住民をはじめ地域に関わる一人ひとりの行動と参加が不可欠な計画です。

(2) 地域福祉の考え方

基本的な考え方

地域福祉とは、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉で、次のような考え方に基づき地域づくりをめざします。

人権尊重の考え方

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という人が生まれながらにして持っている基本的な権利をもっています。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。

同和問題をはじめ、障害のある人や在日外国人などに関わるさまざまな問題など、現在においても解決したとはいえない状況にあります。また、野宿生活者（ホームレス）やHIV感染者、難病患者、ハンセン病療養所入所者などに対する偏見や排除など、さまざまな課題が次々と発生しています。

地域福祉は、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、男女共同参画の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重されるしくみをもった、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

【人権】

日本国憲法では、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と示しています。具体的には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（憲法第13条）また「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（憲法第14条）と規定し、すべての人々の人権の享有を保障しています。

このように人権とは、人が生まれながらにして持っている基本的な権利のことで、すべての人が幸福な人生を送るために欠かすことのできないものです。

【大阪市男女共同参画推進条例 第2条】

男女共同参画 男女が個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

住民主体の考え方

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民としての主体性をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。地域福祉は、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

利用者本位の考え方

住民一人ひとりがよりよい生活を送るためには、サービスを提供する側の押しつけでない、利用者それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスの提供が必要になります。地域福祉は、利用者自らがサービスを選択し安心して利用できるようなサービス提供のしくみと、利用者を支援するための相談、権利擁護、情報提供のしくみが、住民と行政と社会福祉事業者などとの協働により適切に機能する地域をめざします。

社会的援護を要する人々への支援の考え方

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会的に孤立していたり、排除されている人々があります。そのような人々には、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。地域福祉は、社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、住民と行政をはじめ地域に関わる人がその解決に向かって協働していくことができる地域をめざします。

【社会的援護を要する人々への支援】

従来の社会福祉は「貧困」を主たる対象としてきたといわれていますが、現代では、

- ・ 「心身の障害・不安」(社会的ストレス問題、アルコール依存、など)
- ・ 「社会的排除や摩擦」(路上死、外国人の排除や摩擦、など)
- ・ 「社会的孤立や孤独」(孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力、など)

といった問題が重複・複合化しています。

これらの新たな福祉課題に対応するためには、今日的な「つながり」の再構築を図り、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう(ソーシャル・インクルージョン) 新しい社会福祉を進めていく必要があります。

「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」
(平成12年12月8日社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会)より抜粋

【野宿生活者(ホームレス)の自立支援について】

現在、自立の意思がありながら野宿生活者(ホームレス)となることを余儀なくされた人が多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。一方、こうした野宿生活者(ホームレス)の多くは、都市公園、河川、道路、駅舎など公共の場所で日常生活を送っており、公共施設などの適正な利用が妨げられるなどの問題が生じています。また、厳しい経済情勢のもと、野宿生活者(ホームレス)の数は今後も増加傾向が続くと思われ、野宿生活者(ホームレス)に関わるさまざまな問題は、今後、より一層深刻さを増すものと考えられます。

こうした中、野宿生活者(ホームレス)の自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定されています。

《ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 第1条》

この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

地域福祉の具体化のための視点

地域福祉を具体的に推進するためには、次の7つの視点を踏まえる必要があります。

生活者の主体形成

地域福祉を具体化していくときに、重要となるのが、地域に関わっていかうとする住民一人ひとりの主体性です。人はだれでもよりよい生活を送ることを望み、人生の中で自己実現をしたいと考えます。人はひとりだけで生活しているのではなく、地域の中で多くの人と関わりをもちながら生活しています。ここでいう主体性とは、自分や家族、身近な人々などのよりよい生活を自らつくりあげていくとともに、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという姿勢をもつことです。そのため、同じ地域に暮らしている人たちのために何かをしたい、地域の中でおこっている問題をみんなで話し合っ解決していきたい、と考える積極的な気持ちを支援することが重要です。地域福祉の推進のためには、このような住民の生活者としての主体形成をはぐくんでいくための取り組みが必要です。

福祉コミュニティの形成

地域においては、住民が主体的に相互に助け合って生活を営んできましたが、そのような地域のもつ力が失われてきました。そのため、地域を福祉コミュニティとして再生していくことが求められています。福祉コミュニティとは、生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会のことです。福祉コミュニティには、住民相互の支え合いの活動とあわせて、専門的福祉サービスを主体的に利用することによって、地域に暮らすすべての人が地域の一員として安心して生活し続けることができるようなしくみづくりが求められます。

「共生」、「共住」を可能とする福祉

地域福祉が目標とするのは、地域の中ですでに暮らしている人や、これから暮らそうとしている人など、その地域に関わる人々が共に生き、共に生活していくことができる「共生」、「共住」の社会です。大阪市のような大都市では、住民相互のつながりが弱くなってしまいがちであり、「共生」、「共住」の視点を軸にした住民生活を支援する必要性が高まっています。さらに、社会的援護を要する人々も地域の一員であり、地域に包みこんでいくための積極的支援も必要になっています。また、差別や偏見をなくし、さまざまな福祉施設やその利用者を地域から排除しない取り組みが重要です。

新たな公私パートナーシップの確立

地域福祉を具体化するためには、行政と住民が共に自治を担う主体として協働し合う社会を創造していくことが必要です。行政はボランティア活動や地域活動を積極的に支援し、そして株式会社なども含めた民間事業者やNPOなどの連絡調整を図り、行政と住民と社会福祉事業者、NPOの協働による、生活支援のネットワークを構築していく必要があります。さらに、民間事業者やNPOも福祉サービスの提供に参加できることとなり、行政は、地域福祉の理念に基づき、その健全な発達を促進し、その条件整備のための役割と責任をもつ必要があります。

サービスの総合化と施策の連携化

地域福祉の背景には、同じ地域で生活する人々と関わりをもち、地域の一員として生きていく、という考え方があります。人がよりよい生活を送るためには、知識を得て学ぶこと、文化・娯楽を楽しむこと、働くこと、安心できる住まいを得ること、自由にまちを移動できること、あらゆる情報に接すること、などが必要になってきます。そのため、地域福祉を具体化していくためには、保健・医療・福祉だけでなく、教育、文化、雇用、住宅、交通、情報などのサービスの総合化と施策の連携化を推進する必要があります。

利用者本位のサービス提供と支援システム

契約型のサービスにおいては、これまで以上に利用者本位のサービスが提供されることが期待されます。地域の実情に沿い、利用者を中心として自己選択を支援するしくみをつくるためには、住民がサービスの提供に関することやサービスの利用を支援するしくみについて、計画策定の段階から参加し、協働して管理を行うとともに、サービスや事業の評価・改善に加わる必要があります。

歴史と伝統によって培われた資源の社会的活用

地域福祉を具体化するにあたっては、地域に長年にわたって形成・蓄積されてきた有形・無形の資源を活用することが必要になってきています。寄付や遺贈なども含めた地域の資源と、人々のボランティア活動や住民活動のエネルギーとの結合が、新しい地域福祉を産み出していく原動力となると考えられます。

(3) 地域福祉の担い手

地域福祉は、一人ひとりが地域で自分らしく安心して暮らしていけるように、地域に関わるすべての人の力で推進していくものです。地域福祉を推進するためには、それぞれが役割を分担し、協働して、福祉コミュニティを形成していく必要があります。行政は主として地域福祉を進める基盤整備の役割・責務があり、社会福祉事業者は主として福祉サービスの適切な提供者としての役割・責務があります。住民は福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあります。

21世紀の新しい福祉のあり方を掲げた「社会福祉法」の中で、地域福祉の推進について次のように規定されています。

【社会福祉法第4条】

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

「地域住民」とは、地域に住んでいる住民だけでなく、勤労者や学生、さらに企業も地域の一員です。またサービスの受け手である人も、地域の福祉の担い手でもあります。

「社会福祉を目的とする事業を営む者」とは、老人ホームや保育所を営む社会福祉法人や各種福祉サービスを提供している民間事業者などです。施設の地域への開放や、専門職や職能団体と地域とのつながりも重要です。

「社会福祉に関する活動を行う者」とは、地域の民生委員・児童委員をはじめネットワーク委員や、ボランティア団体、NPO、当事者団体など地域で福祉活動を行う者のことであり、地域で主体的な支援を行っています。また、企業の社会貢献活動も期待されます。

この法律は、「地域住民、社会福祉事業者その他地域に関わるすべての人は、自分たちができることは実践し、できないことはお互いがそれぞれの立場を活かして協力して、すべての人が地域の一員として認め合い参加できる社会づくりを実現していきましょう」ということを示しています。地域福祉は、みんなの力を合わせて創り上げていくものです。

行政は、地域住民、社会福祉事業者などが活躍できるための条件整備を図ることや、地域における福祉サービスが向上するよう、福祉サービスの基盤整備を図るとともに、地域の一員として地域福祉を推進する役割・責務を担っています。

社会福祉協議会のあり方（社会福祉法での位置づけ）

社会福祉協議会は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者など幅広く地域福祉に関わる人々を構成員として、だれもが安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、地域の福祉問題の解決に取り組む活動や福祉事業などを行っている社会福祉法に示された民間組織です。市区町村、都道府県・指定都市、全国の各範囲で組織されています。

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として位置づけられており、これからはさらに、住民にとってより身近なところで地域福祉を具体的に進めるための役割が期待されています。社会福祉協議会は人と情報が集まる福祉のまちづくりの拠点であり、住民やボランティア団体などの、地域福祉に関する「話し合いの場」、問題解決に向けての「関係づくりの場」

さらには地域の福祉のあり方を考える「福祉の学びの場」などの役割が求められています。

一部の地域では、社会福祉施設などの建設に反対する施設コンフリクトに見られるように、障害のある人をはじめ多様な人たちを平等に受け入れてこなかった現実がありました。このような現実を受けとめ、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会においては、地域の中で障害のある人などが排除されることなく、人間としての尊厳のある人生を保障されるように、住民との協働で取り組むことがさらに必要となります。

【社会福祉協議会】

《大阪市社会福祉協議会》

大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進をめざし、区・地域社会福祉協議会や関係機関・団体と連携して、地域福祉・在宅福祉サービスの推進、ボランティア・NPO活動の推進、調査・広報・啓発活動の推進などを積極的に展開しています。

支援

《区社会福祉協議会》

住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、在宅福祉サービスの推進のための事業や地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題ととらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図っていくために、住民の福祉活動の組織化・支援を行います。

支援

《地域（地区・校下）社会福祉協議会》

おおむね小学校区を単位として、だれもが安心して、生きがいのある暮らしができる地域づくりをめざし、住民が話し合い、力を合わせて、専門機関と協力しながら進める、住民による住民のための自主的な活動組織です。

2 市レベルの計画

(1) 計画の目標

大阪市地域福祉計画は、安全ネットの一層の充実を図るため、人権尊重、住民主体、利用者本位、社会的援護を要する人々への支援という4つの考え方に基づき、地域福祉を推進し、市民をはじめ地域に関わる人々との協働により、すべての人の人権が尊重され、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらに、みんなが生活を共に楽しめる地域づくりをめざします。

(2) 計画の位置づけ

大阪市地域福祉計画は、市民の福祉の増進を担う大阪市が、社会福祉法第107条に基づく行政計画として策定し、地域福祉を推進するために必要なくみづくりや地域のコミュニティ形成を支援します。

大阪市総合計画21との関係

大阪市では、「大阪市基本構想」に基づき、これまでにはぐくみ蓄積してきた有形、無形の豊かな資源を最大限に活かし、「市民及び大阪に集まってくる人々が、その個性に応じた生きがいを追求し、健康で豊かな大都市生活を送れる快適で魅力ある人間主体のまち」や「活力と創造性に満ちた経済と文化を都市発展の両輪とし、また、広く内外の人々に活躍の場を提供するとともに、積極的な国際交流や協力を通じて世界に貢献するまち」の実現をめざしており、その実現に向け「大阪市総合計画21」を策定し、まちづくりを進めています。

大阪市総合計画21では、「健康で安心できる生活」をめざす方向として、年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが家族・地域社会との結びつきを保ちながら、自立して暮らすことのできる社会こそ、大阪がめざす福祉社会の目標であり、このようなノーマライゼーションの考え方、市民全体の生涯にわたる福祉の向上という視点に立って、市民・民間団体・企業などの理解と主体的な参加のもとに、身近な生活の場において、保健や医療、住宅や教育部門などと密接に連携した総合的な福祉システムの構築を図ることなどを示しています。

大阪市地域福祉計画は大阪市総合計画 21 の基本的な考え方を踏まえた計画であり、市民に身近な地域において地域福祉を推進することにより大阪市総合計画 21 の目標を実現する計画です。

大阪市総合計画 21 の目標年次である平成 17 年度を目途に、21 世紀の大阪の新しいまちづくりの方向を示す新しい総合計画の策定作業を進めていますが、大阪市地域福祉計画により新しい総合計画と整合性を図りながら地域福祉を推進していきます。

健康福祉分野の個別計画との関係

大阪市では、これまでも、大阪市総合計画 21 を踏まえ、市民が安心して暮らせるように、各種の健康福祉施策を推進してきました。

施策の推進にあたっては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市障害者支援計画」、「大阪市児童育成計画～なにわっ子すくすくプラン～」、「すこやか大阪 21」といった計画を策定し、施策の計画的で積極的な推進を図ってきました。

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、高齢者が他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本として、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに過ごすことのできる社会の実現をめざしています。

「大阪市障害者支援計画」では、「個人としての尊重」「権利実現に向けた条件整備」「地域での自立生活の推進」の 3 点を基本方針として、これまでの施策の成果、社会福祉基礎構造改革の理念や国内外の動向を踏まえ、障害者がもてる力を発揮し、地域社会の一員として自立した生活ができる社会の実現をめざしています。

「大阪市児童育成計画～なにわっ子すくすくプラン～」では、子ども自身の育つ力、家庭の育む力、地域社会の子どもを支える力を支援し、すべての子どもの人権が尊重され、子どもが人間性、国際性、創造性豊かにすくすくと育つことのできる社会の実現をめざしています。

「すこやか大阪 21」では、行政だけでなく広く関係団体などの積極的な参加を得ながら、市民と一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、市民の健康水準のより一層の向上と、壮年期死亡の減少、痴呆また

は、寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸をめざし、すべての人がすこやかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざしています。

健康福祉施策は、年齢や性別、障害の有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の人権が尊重され、地域で生涯を通じて自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現という共通目標をめざすものです。

しかし、各施策ごとの推進だけでは、さまざまな生活課題を抱えている市民に総合的に応じることや、まだまだ隠れている生活課題を発見し解決することは困難であり、それぞれの施策ごとの推進とともに、各施策の連携をさらに推進することが求められます。

また、行政だけでなく、市民をはじめ地域に関わる人々との協働のしくみをはじめ、各施策共通のしくみづくりが必要です。

大阪市地域福祉計画は、健康福祉施策の共通目標を定めるとともに、市民参加や協働の促進、総合的な相談体制、福祉サービスの利用支援などの共通のしくみづくりを進める計画です。

他の生活関連分野との関係

地域福祉の目標である、すべての人の人権が尊重され、地域で生涯を通じて自分らしく安心して暮らせる社会は、健康福祉分野の連携を中心として、医療、教育、文化、雇用、住宅、交通、情報など、生活に関わるさまざまな分野の条件整備と連携によってはじめて実現できます。

そのためには、市の関係部局が各々の事業において地域福祉の視点に立った取り組みを進め、また、行政だけでなく、さまざまな関係機関・団体の理解を求め、相互に協力・協働していくことが重要です。

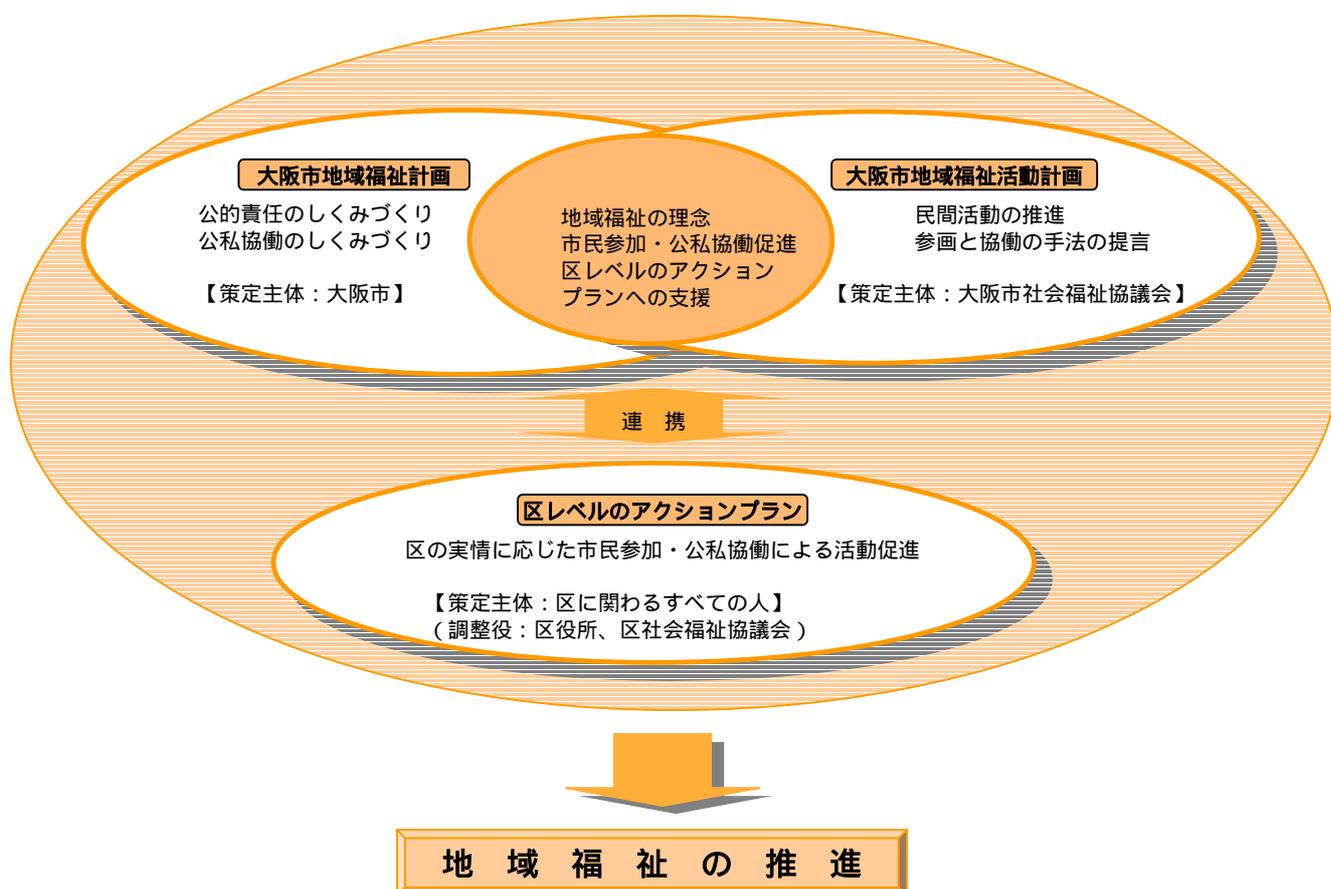
社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

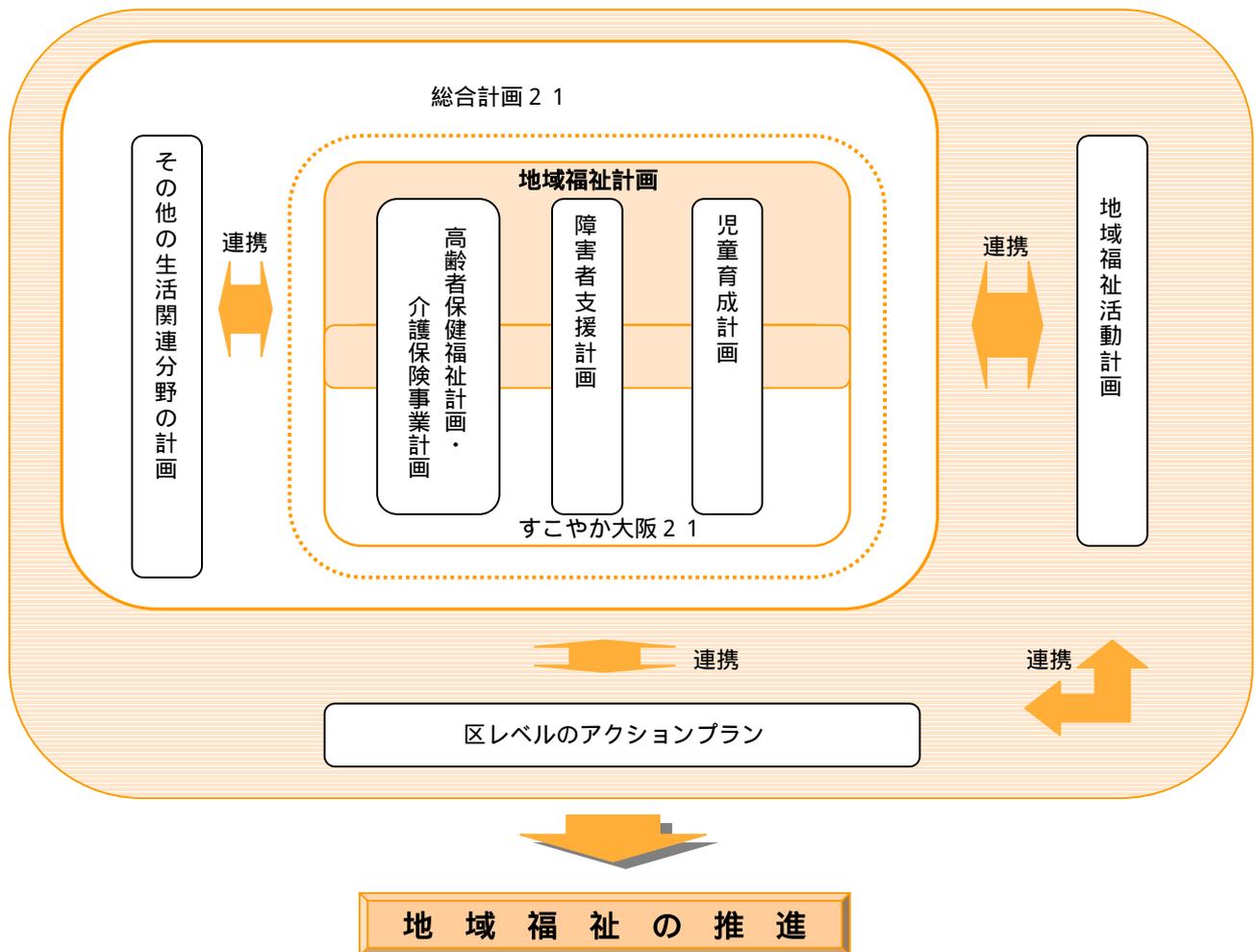
社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として明確に位置づけられています。大阪市社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、「大阪市地域福祉活動計画」を策定しています。

大阪市地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が推進役として中心的役割を果たし、市民、社会福祉事業を経営する者、社会福祉活動を行う者が相互に

協力して策定する地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。

大阪市地域福祉計画と大阪市地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目的としており、大阪市地域福祉計画は地域福祉を推進するために必要なしくみづくりの計画であり、大阪市地域福祉活動計画は、参画と協働を具体的に進める活動・行動計画であるといえます。両計画は、いわば車の両輪となって地域福祉を進め、区レベルで、公私協働によるアクションプランづくりを支援する計画です。





(3) 計画の圏域の考え方

大阪市において地域福祉計画に基づき地域福祉を推進するためのしくみづくりの範囲として、市の範囲、区の範囲、おおむね小学校区を単位とする身近な地域の範囲を基本的な圏域とし、実情に応じて、区をこえたブロック単位などの重層的な圏域を設定します。

(4) 計画の期間の考え方

大阪市地域福祉計画の期間については、他の健康福祉分野の計画や大阪府地域福祉支援計画、福祉をはじめ生活関連分野における社会情勢の変化の早さなどを考慮し、平成16年度から平成20年度までの5か年計画とします。

(5) 計画の推進・評価の体制

地域福祉の推進にあたっては、常に評価し、見直すことが重要です。

また、区レベルのアクションプランや身近な地域での取り組みにおいても、一層の市民参加が重要であり、その推進・評価・見直しにおいても、幅広い市民参加が促進されるよう支援していきます。

(仮称) 大阪市地域福祉計画推進委員会

(仮称) 大阪市地域福祉計画推進委員会において、区レベルのアクションプランや社会福祉協議会の地域福祉活動計画などと相互に整合性を図りながら、計画の推進を図るとともに、評価・見直しを進めます。

(仮称) 大阪市地域福祉計画推進委員会には、公募による市民委員や障害当事者などの参加のもと、幅広い市民の意見反映に努めます。

(仮称) 大阪市地域福祉推進本部

地域福祉計画の目標であるすべての人の人権が尊重され、地域で生涯を通じて自分らしく安心して暮らせる社会を実現するためには、市の関係部局が各々の事業において地域福祉の視点に立った取り組みを進めていくことが必要であり、(仮称) 大阪市地域福祉推進本部を設置し、地域福祉を全庁的に推進します。

(6) 地域福祉を進めるためのしくみづくり

社会福祉法第107条において、地域福祉計画は、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画とされています。

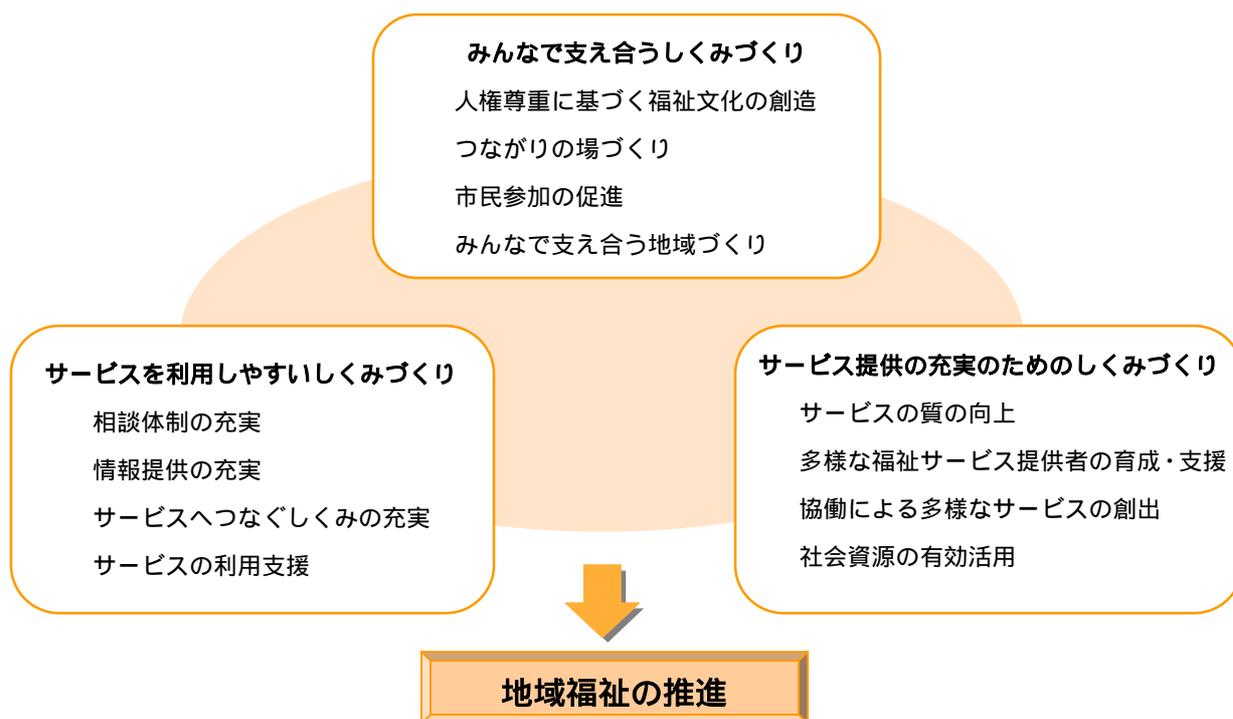
大阪市地域福祉計画の内容を、社会福祉法の規定を踏まえながら、それぞれサービスを利用しやすいしくみづくり、サービス提供の充実のためのしくみづくり、みんなで支え合うしくみづくりの3つの柱で整理しました。また、地域福祉の推進においては、地域に関わるみんなで暮らしやすい地域づくりを進めることが重要な出発点になることから、みんなで支え合うしくみづくりを一番目の柱としています。

大阪市では、地域福祉を進めていくため、次の3つを柱にしくみづくりを進めます。

みんなで支え合うしくみづくり

サービスを利用しやすいしくみづくり

サービス提供の充実のためのしくみづくり



みんなで支え合うしくみづくり

地域で自分らしく安心して暮らしていくうえで、さまざまな支援が必要となる場合があります。一人ひとりが必要とする支援に、可能な限り身近な地域で適切に応えるしくみが求められ、そのためには、特定の人や機関だけではなく、大阪府で生活する人や活動するすべての人々が、それぞれの力を出し合って相互に支え合うことが必要です。

大阪府では、だれもが地域で安心して暮らせるよう、みんなで支え合うしくみづくりを進めます。

人権尊重に基づく福祉文化の創造

地域福祉を進めていくうえで、人権尊重の視点が不可欠です。

大阪府では、人権尊重の心が地域の福祉を進める力を高め、さらに、福祉が人権尊重の心をはぐくみ続けるような、福祉文化を創造するための取り組みを進めます。

市民意識の高揚のための取り組みの推進

関係機関とも連携しながら、市民の人権を尊重する意識の高揚を図るため、ポスター、リーフレットなどの作成や講演会の開催、テレビ・ラジオなどさまざまな媒体を活用した広報・啓発などの取り組みを推進します。

教育と福祉の連携強化

学校教育における「総合的な学習の時間」でのボランティア体験など、教育分野の福祉や地域づくりに関する学習計画と福祉分野が連携強化することにより、福祉の心を育てる取り組みを一層推進する必要があります。必要な情報提供やプログラムの提案、社会福祉施設をはじめ地域の関係者との調整など、教育と福祉の具体的な連携のしくみを構築するため、関係機関とともに検討します。

福祉文化の担い手に関する情報提供の充実

よりよい地域づくりに何らかの形で参加したいという人を応援できるように、関係機関とも連携しながら、ボランティアやNPOなどの活動の募集情報や各種講習会の開催などの情報提供を充実します。

寄付文化の創出のための取り組みの支援

福祉コミュニティづくりに寄付をすることは、自分が暮らす地域をよりよくすることへの参加の一形態です。寄付の効果を多くの人にわかりやすくするなどの環境づくりや、共同募金などの既存のしくみだけでなく、地域独自のしくみづくりへの支援など、寄付による地域づくりの活性化に努めます。

【福祉の心を育てるための取り組み】

市民の福祉の心を育てるための取り組みが、福祉分野だけでなく教育分野においても実施されています。

福祉分野では、大阪市ボランティア情報センターが「福祉ちょっと体験スクール」などのボランティア体験事業や各種ボランティア講座を実施しています。また、教育分野でも、学校教育では、「総合的な学習の時間」に福祉に関する教育や地域とのつながりづくりを行ったり、生涯学習でも福祉に関する学習機会の提供や、団体・グループによる福祉に関する講座の開催などが行われています。

《福祉ちょっと体験スクール》

大阪市ボランティア情報センターが実施する事業で、市内在住の小・中・高校生を対象に、夏休みの期間を利用して、福祉施設でボランティア活動を体験します。また同センターでは、高校生から社会人を対象に、さまざまな分野のボランティアを体験する「実感ボランティア・夏場所」も実施しています。

《総合的な学習の時間》

各学校において実施されている授業で、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てることができるよう、地域や学校、子どもたちの実態などに応じて、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な学習や子どもたちの興味・関心などに基づく学習などを行っています。

つながりの場づくり

地域福祉を進めていくためには、お互いの個性や違いを認め、理解し合い、お互いに大切にしようことが大切です。

大阪市では、一人ひとりが相互に理解を深め、自他ともに大切にしかえる気持ちを醸成する機会として、人と人が気軽に交流できる、つながりの場づくりを進めます。

交流の場づくりの充実

地域において、だれもが気軽に交流できる機会や、同じ世代や同じ障害がある人、介護者など、同じ立場の人同士の交流の機会が充実するよう努めます。

【交流の場づくり】

身近なところで気軽に交流できる場づくりとしてさまざまな取り組みが進められています。

《ふれあい喫茶》

地域社会福祉協議会では、地域のつながりと住民のふれあいを深めるため、食事サービスやふれあい喫茶、ふれあいのつどいなどさまざまな活動をしています。その中でも、ふれあい喫茶は、地域のボランティアが、老人憩の家や地域集会所などを活用してコーヒーなどを提供しており、さまざまな世代や立場の多くの人々が利用し、気軽に交流し合える地域のサロンとなっています。

《生涯学習ルーム事業》

教育分野においては、小学校の特別教室等を活用し、地域の人々に身近な講習・講座を開催したり、自主的な文化・学習活動や交流活動として提供して、地域の人々の学習の機会の充実を図り、あわせて、地域のコミュニティづくり・まちづくりに寄与することを目的として、「生涯学習ルーム事業」を実施しています。この事業を通じて、児童・生徒と高齢者などの交流が図られている地域もあります。

市民参加の促進

地域福祉を進めていくためには市民参加が不可欠です。

大阪市では、市民参加により地域福祉を進めるためのしくみづくりを進めます。

ボランティアの育成及び活動の充実

大阪市では、各区にボランティア担当の窓口を設置し、関係機関との連携により、ボランティア活動への支援を行っています。大阪市ボランティア情報センターや各区ボランティアビューローなどにおいては、ボランティアの育成及び活動を支援しており、各機関の機能充実と相互の連携強化により、身近な地域でのボランティ

アの育成と活動の充実が図れるよう支援します。また、市民活動の区の拠点となっている各区のコミュニティ協会と連携し、区内で活躍するNPOなどとのネットワークを構築し、協働の推進を図ります。

市民参加の促進のためのしくみの検討

ボランティアやNPOなど社会への貢献活動や地域づくりに多くの人が興味をもち、参加しやすい効果的なしくみを地域とともに検討します。

【ボランティアとNPO】

ボランティアとは、個人の自発的な意志に基づいて、他人や社会に貢献する、基本的には無償の、実践的な行為のことです。個人単独やグループで行うもの、NPOや行政に関わって行うものなどがあります。

NPOとは、「non profit organization」のことで、民間非営利組織を意味します。社会福祉法人や社団法人、財団法人などを含む広義の意味で、さらに、生活協同組合、労働組合なども含む最広義の意味で用いられることもありますが、本計画では、法人格の有無にかかわらず、住民にとってよりよいサービス提供を行うため活動を行っているボランティア団体及び市民活動団体を示しています。

【ボランティアやNPOなどの活動支援機関】

ボランティアやNPOなどの活動を支援する機関として、大阪市ボランティア情報センターや各区のボランティアビューロー、大阪ボランティア協会、大阪NPOセンターなどがあり、相互に連携を図っています。

《大阪市ボランティア情報センター》

大阪市社会福祉協議会が運営する大阪市ボランティア情報センターは、ボランティア活動団体やイベントをはじめとする情報の提供やボランティア情報誌「COMVO（コンボ）」の発行、ボランティア活動への支援、活動団体の交流などを行っています。また、「ボランティア活動振興基金」を設置し、その運用益によりボランティア活動を支援しています。

《ボランティアビューロー》

区社会福祉協議会が運営するボランティアビューローは、福祉ボランティアの相談や登録、需給調整、養成講座、福祉教育、ボランティアグループの紹介など、ボランティアに関する幅広い業務を行っています。

《大阪ボランティア協会》

大阪ボランティア協会は、全国に先駆けて設立された市民活動支援機関で、相談や需給調整、各種講座の開催、活動支援、市民活動総合情報誌「V o l o (ウオロ)」の発行など、ボランティアやNPO、企業の市民活動を支援しています。

《大阪NPOセンター》

大阪NPOセンターは、NPOの法人設立や運営の相談、経営支援を行うとともに、各種講座の開催により人材育成などを行っています。NPOへの助言、援助を通じて市民活動の活発な展開を支援しています。

みんなで支え合う地域づくり

地域でだれもが安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりの課題を地域の課題と考え、市民をはじめ地域全体で解決に取り組むとともに、さらに、よりよい地域づくりをするため、それぞれの力を活かし、協力し合っていく地域の気運づくりやしくみづくりが重要です。

大阪市では、みんなで支え合う地域づくりを支援するしくみづくりを進めます。

ネットワークによる地域づくりへの支援

地域では、支え合いや助け合いによりさまざまなネットワークがあり、よりよい地域づくりへの取り組みが行われています。それぞれのネットワークの連携や活動の整理などにより、地域での円滑で効果的な活動が進められるよう支援に努めます。

【地域の支え合いネットワーク】

地域では、支え合いや助け合いにより、よりよい地域づくりをめざすためのさまざまなネットワークがあります。

《地域ネットワーク委員会》

高齢者を対象とする地域支援システム(30頁)では、おおむね小学校区に地域の各団体の代表者などで構成される地域ネットワーク委員会が設置され、地域での見守り、課題発見、専門機関へのつなぎ役とともに、地域に必要なさまざまな取り組みが行われています。

《小地域ネットワーク活動推進事業》

おおむね小学校区を範囲とする地域社会福祉協議会では、高齢者や障害のある人、子どもなどだれもが地域で安心して生活できるよう、地域ボランティアの育成・組織化活動や施設等との協働活動、家事援助活動、ふれあい喫茶活動（23頁）、世代間交流など、市民の参加と協力による支え合い、助け合い活動が行われています。

《小学校区教育協議会 はぐくみネットー》

学校・家庭・地域が連携し、それぞれの教育力を発揮するだけでなく、三者が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人のつながりによって子どもをはぐくむという「教育コミュニティ」づくりを推進することを目的として、情報誌の発行や学校と地域の交流、小学校を拠点とした生涯学習・生涯スポーツの実施など、さまざまな活動が行われています。

サービスを利用しやすいしくみづくり

だれもが地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスが必要となった時に、必要なサービスを選択でき、適切に利用できることが必要です。

大阪市では、市民が主体的に福祉サービスを利用できるしくみづくりを進めます。

相談体制の充実

福祉サービスが必要となった場合、相談窓口においては、相談のあった生活課題を一面的に検討するのではなく、現在から将来にかけての生活を踏まえて、総合的かつ継続的な視野で検討し、適切なサービスにつなぐことが必要です。

また、福祉サービスの利用者の相談だけでなく、福祉サービスを提供する従事者への相談体制を充実し、福祉サービスを適切に提供できる環境を整えることも重要です。

大阪市では、市民が必要なサービスを適切に利用できるよう、総合的な相談体制の充実を図ります。

総合的な相談体制の検討

市民にとって身近な市政の窓口である区の保健福祉センターにおいては、健康と福祉に関する総合的な相談に応じており、一層の充実に努めます。

また、地域での生活を支援する総合的な相談体制として、高齢者を支援する区在宅サービスセンター、障害のある人を支援する障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援センターなどがあり、各機能の充実に努めます。

さらに、関係機関との連携強化とともに、利用者が利用しやすい総合的な相談体制のあり方を検討します。

身近な地域の相談体制の充実

民生委員・児童委員や主任児童委員、地域ネットワーク委員会委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員など、地域において市民の相談活動などを行う人への研修の充実など、支援に努めます。

また、社会福祉施設が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会福祉施設などの社会資源が地域と連携し、地域福祉を推進できるよう支援していきます。

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、地域において援助を必要とする生活困窮者、低所得の人、高齢者、障害のある人、子ども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・援助を行うとともに、行政機関などの業務に協力しています。民生委員制度の前身である「方面委員制度」は、全国に先駆けて大阪で大正7年に創設されました。

必要なときに相談できる体制の充実

高齢者や障害のある人の生活に関する相談や子育て、こころの悩みに関する相談などを、電話でも受け付けており、一部の事業については、業務時間外の受け付け体制の整備に努めています。また、子育ての相談については、インターネットによる受け付けも行っています。

必要なときに相談に応じられる体制づくりは重要であり、市民の実情に応じた相談体制の充実に努めます。

当事者による相談の場の充実

世代や障害の有無、国籍など、同じ立場の人同士が悩みや不安などを一番理解し合える存在であることから、介護者を含め、当事者による相談の場を充実します。

【大阪市障害者生活支援事業】

大阪市では、障害者の地域における自立と社会参加の促進を図るため、「大阪市障害者生活支援事業」を実施しています。大阪市障害者生活支援事業は、在宅福祉サービスの利用援助や、社会資源の活用・社会生活力を高めるための支援、障害のある当事者が相談に応じるピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供などを総合的に実施し、障害者やその家族の地域における生活を支援しています。

情報提供の充実

福祉サービスを適切に利用するためには、必要な情報を得られる環境が整備されている必要があります。

特に、介護保険制度や支援費制度の導入により、市民が自ら福祉サービスを選択し、契約により利用する制度にかわりつつあり、市民がサービスを適切に選択し、利用するために必要な情報の充実が求められています。

また、高齢者や障害のある人、子ども、ひとり親家庭をはじめ、社会的援護を要する人も、外国籍住民も、市民のだれもが必要な情報を簡単に得ることができ、理解できるようにしていく必要があります。そのためには、情報媒体や提供方法だけでなく、地域での見守りや相談体制など、利用者の立場に立った多様な要望にきめ細かく対応できるしくみづくりと、そのための継続的な調査研究が求められます。

大阪市では、市民が福祉サービスを適切に利用できるよう、情報提供の充実を図ります。

情報提供の充実

大阪市では、市政だよりやくらしの便利帳の発行、市・区のホームページの開設など、情報提供の充実に努めています。また、大阪市社会福祉研修・情報センターや子育ていろいろ相談センターなどさまざまな相談機関において必要な情報提供を行っており、今後関係機関との連携により、一層の充実に努めます。

利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実

市民が必要とする情報を、世代の違い、障害の有無、国籍の違い、その他さまざまな生活上の違いにかかわらず、だれもが適切に得られるよう、情報提供の一層の充実に努めます。また、インターネットをはじめさまざまな提供媒体を視野に入れた効果的な情報提供のあり方を検討します。

【利用者の立場に立った情報提供】

早川福祉会館や日本ライトハウス盲人情報文化センターなどの点字図書館では、点字・録音図書の製作・貸出、点字・録音での情報提供、対面朗読など利用者の立場に立った情報提供を行っています。

身近な地域の情報提供のしくみの検討

地域に密着した幅広い情報の充実は、地域での暮らしをより豊かなものにします。市民、NPO、企業などの協力を得た、個性豊かな地域づくりを支援する情報収集及び提供のしくみのあり方について、関係機関や地域とともに検討します。

福祉サービスの適切な選択と利用を支援する情報提供のしくみの検討

介護保険制度や支援費制度に見られるように、市民が自ら福祉サービスを選択し、契約により利用する制度へと転換される中、福祉サービス提供者や福祉サービスの第三者評価機関など関係機関と協力し、市民が福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、情報提供の充実に努めます。

社会福祉研修・情報センターの機能充実と関係機関との連携強化

大阪市社会福祉研修・情報センターの機能を充実し、関係機関との連携も含めた、総合的で効果的な情報提供のあり方について、関係機関とともに検討します。

サービスへつなぐしくみの充実

だれもが地域で安心して暮らすためには、地域での支え合いや主体性の向上、相談体制・情報提供の充実とともに、地域での見守りと適切な相談窓口や福祉サービスへつなぐことが重要です。

地域では、支援が必要でありながら、相談できずに困っている人もいます。また、児童虐待や家庭内暴力などのおもてに現れにくい課題があります。

大阪市では、すべての人の人権が尊重され、地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り、課題の早期発見、適切な相談窓口や福祉サービスにつなぐしくみを充実します。

また、一人ひとりが必要とするサービスは多様であり、その人にとって最も適切な福祉サービスを利用できることが求められます。そのためには、その人の生活全体を考えて検討することや、保健・医療・福祉の連携をはじめ、教育、住宅などさまざまな生活関連分野との連携を図ること、公的な福祉サービスに限らず、ボランティアやNPOの活動など、公私のさまざまな福祉サービスや活動を適切に調整することが必要です。

大阪市では、一人ひとりが必要なサービスを利用できるよう、福祉サービスを適切に調整するしくみを充実します。

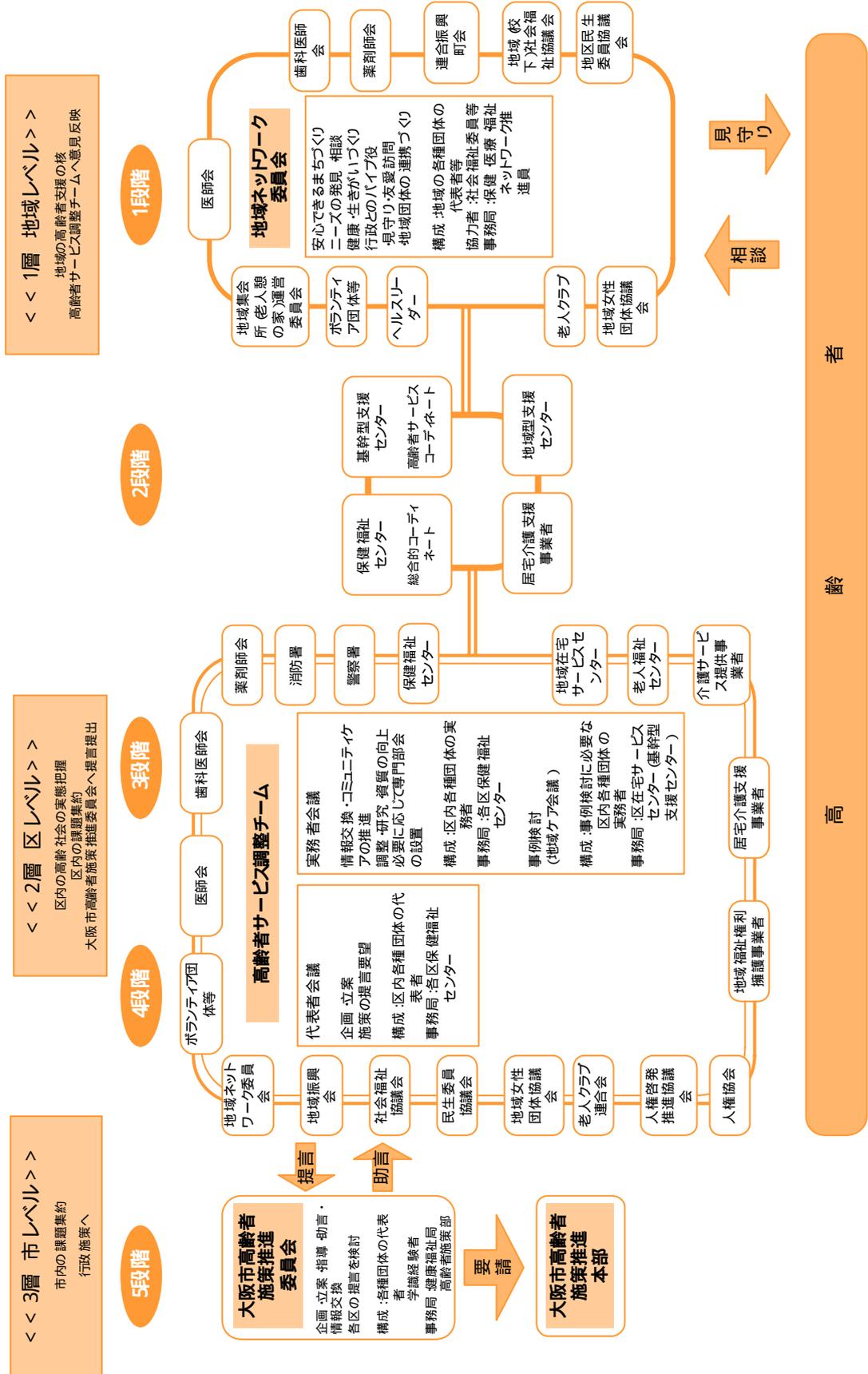
地域支援システムの充実

地域支援システムは、市民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織、保健・医療・福祉関係者など地域の関係者のネットワークにより、高齢者を対象とした、地域での見守り、課題発見、専門機関へのつなぎ役、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方検討（地域ケア会議）よりよい地域づくりのための取り組みの実施及び開発、関係先への提言を行うしくみです。このシステムは、市、区、小学校区を単位とする3層5段階からなるネットワーク（31頁「高齢者を対象とする地域支援システム」図参照）により高齢者を支援しています。

このシステムが、高齢者だけでなく、障害のある人や子どもをはじめ、すべての市民を対象とするよう検討を進めます。

また、小地域ネットワーク活動（26頁「小地域ネットワーク活動推進事業」参照）をはじめ、地域における地域福祉を進めるためのさまざまな取り組みと、このシステムのあり方を検討するとともに、地域での取り組みの円滑な実施を支援します。

《都市》高齢者を対象とする地域支援システム



公私協働による総合的なサービスを調整する体制の検討

介護保険制度や支援費制度におけるサービス計画は各制度ごとのしくみにおいて行われていますが、市民の多様な生活課題を一層適切に解決するためには、公的なサービスだけでなく、NPOやボランティアなどのさまざまなサービスや取り組みを含め、幅広い調整が必要です。

今後、各制度におけるサービス調整機能を一層充実するとともに、公私協働による総合的なサービス調整体制のあり方を検討します。

サービスの利用支援

市民が自ら福祉サービスを選択し、契約により利用する制度にかわりつつありますが、これは、本人の主体性を尊重するものであるとともに、適切な福祉サービスの利用は、本人の責任にゆだねられています。

しかし、福祉サービスが必要な人でも、自分ではなかなか気づかないことや、気づいても福祉サービスの利用をためらってしまう場合も多くあります。このような人々を早期に発見するしくみや、だれもが福祉サービスを主体的に利用できるしくみづくりが必要です。

また、痴呆や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人にとっては、主体的に福祉サービスを選択し、利用することが困難な場合も多くあり、支援するしくみが必要です。

さらに、福祉サービスを適切に利用するためには、社会福祉法人などの福祉サービス提供者が常にサービスの質を高めるよう努めることや、利用者が福祉サービス提供者と対等な立場でサービス改善を求めることができる環境であることが必要となります。

大阪市では、だれもが安心して福祉サービスを選択し利用できるよう支援するしくみづくりを進めます。

主体形成の支援

生活課題の発生を未然に防ぐ予防的な取り組みや福祉サービスなどを必要なときに自ら適切に利用するなど、よりよい生活を自らつくりあげていこうとする主体形成が重要です。主体形成を支援するため、相談窓口での対応における啓発や当事者同士の相談の場の充実、教育と福祉の連携による啓発などに努めます。

【主体形成の支援につながる取り組みの事例】

《健康相談としての家庭訪問》

大阪市では、保健師が、新生児から高齢者までを対象に、家族・地域の特性など個人の生活背景を十分踏まえて、実生活に即した具体的助言・指導を行っています。保健師は、個々の家庭訪問において把握した生活実態から健康障害を未然に防いだり、健康障害のある人が健康回復や療養に取り組むときに対象者とその家族が主体的な態度で課題解決を図り、より豊かな家庭生活や社会生活を送ることを支援しています。

後見的支援事業の充実

痴呆や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が、福祉サービスを適切に利用できるよう、大阪市あんしんさぽーとセンターにおいては、本人の意思に基づき、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理サービスなどにより生活を支援する地域福祉権利擁護事業を実施しています。また、権利侵害や財産管理等の生活上の権利擁護に関する幅広い相談に応じる権利擁護相談事業を実施し、相談からサービスの提供まで一体的に実施することにより、権利擁護の充実に努めています。

また、痴呆や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人で、財産管理や施設入所契約などの法律行為を自分で行うことができない人を支援する民法上の成年後見制度について、リーフレットの作成などにより適切な活用の推進に努めています。痴呆や知的障害、精神障害により判断能力が不十分な人で成年後見制度の活用が必要な場合であっても、身寄りがないなどで家庭裁判所に申し立てができない人には、市長が審判の申し立てをすることにより支援するとともに、市長申し立てにより選任された後見人等への報酬が負担できない人への助成制度を設けています。

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度は、補完しあいながら後見的支援により市民の権利を擁護する制度であり、両制度の効果的な活用と支援の質の向上、関係機関や身近な地域での取り組みなどとの連携など、より効果的な支援のあり方を検討します。

【後見的支援事業（地域福祉権利擁護事業と成年後見制度）】

《地域福祉権利擁護事業》

痴呆、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人や金銭管理に不安のあるひとり暮らしなどの高齢者に対し、本人との契約に基づき、次のようなサービスを提供します。

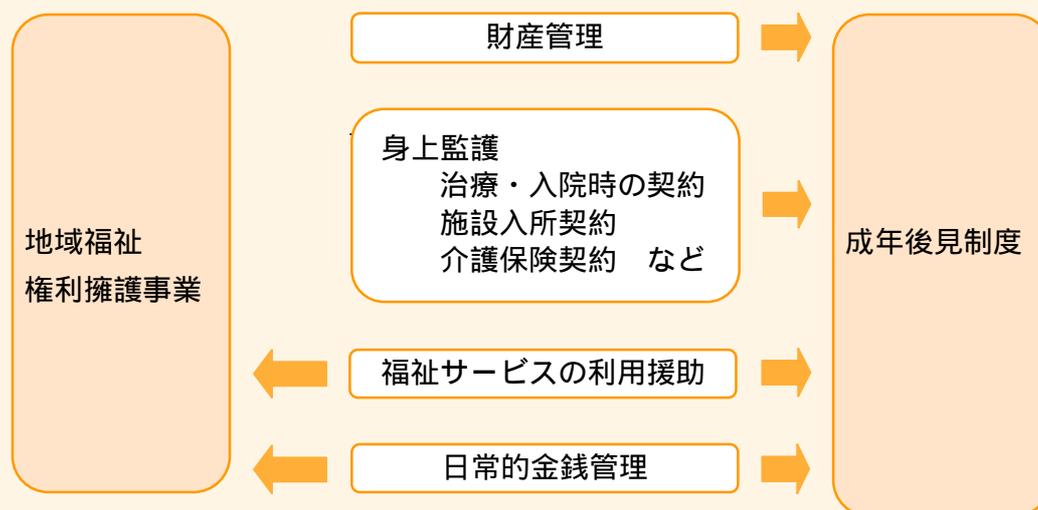
- 福祉サービスなどの利用支援
- 金銭管理サービス
金銭管理や支払い手続きの代行をします。
- 預かりサービス
通帳・証書類の紛失や盗難を防止します。

《成年後見制度》

痴呆、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を保護するために、家庭裁判所が成年後見人などを選ぶ制度です。成年後見人などは財産管理や介護保険、施設入所、入院の契約など法律行為について支援します。

また、成年後見制度には法定による後見人などの選任だけでなく、自らの判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、後見のあり方を自らの意思で決定するという任意後見制度があります。

《地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の支援内容》



苦情解決のしくみの整備

大阪市では、各福祉サービス提供者が利用者の苦情を適切に解決できるよう、社会福祉法人・施設監査において苦情解決のしくみの整備の推進を指導しています。

また、介護保険サービスにおいては、中立的な立場で迅速に課題を解決するとともに、サービスの質の向上を図る第三者機関である「おおさか介護サービス相談センター」が設置されています。

福祉サービス利用において適切な苦情解決が図られるよう、関係機関と連携をしながら実情を把握するとともに、より効果的なしくみの充実に努めます。

サービス提供の充実のためのしくみづくり

地域で安心して暮らしていくために必要となる支援は多様であり、それに応えるためには、各種の福祉サービスの確保とともに福祉サービスの質の向上が重要です。

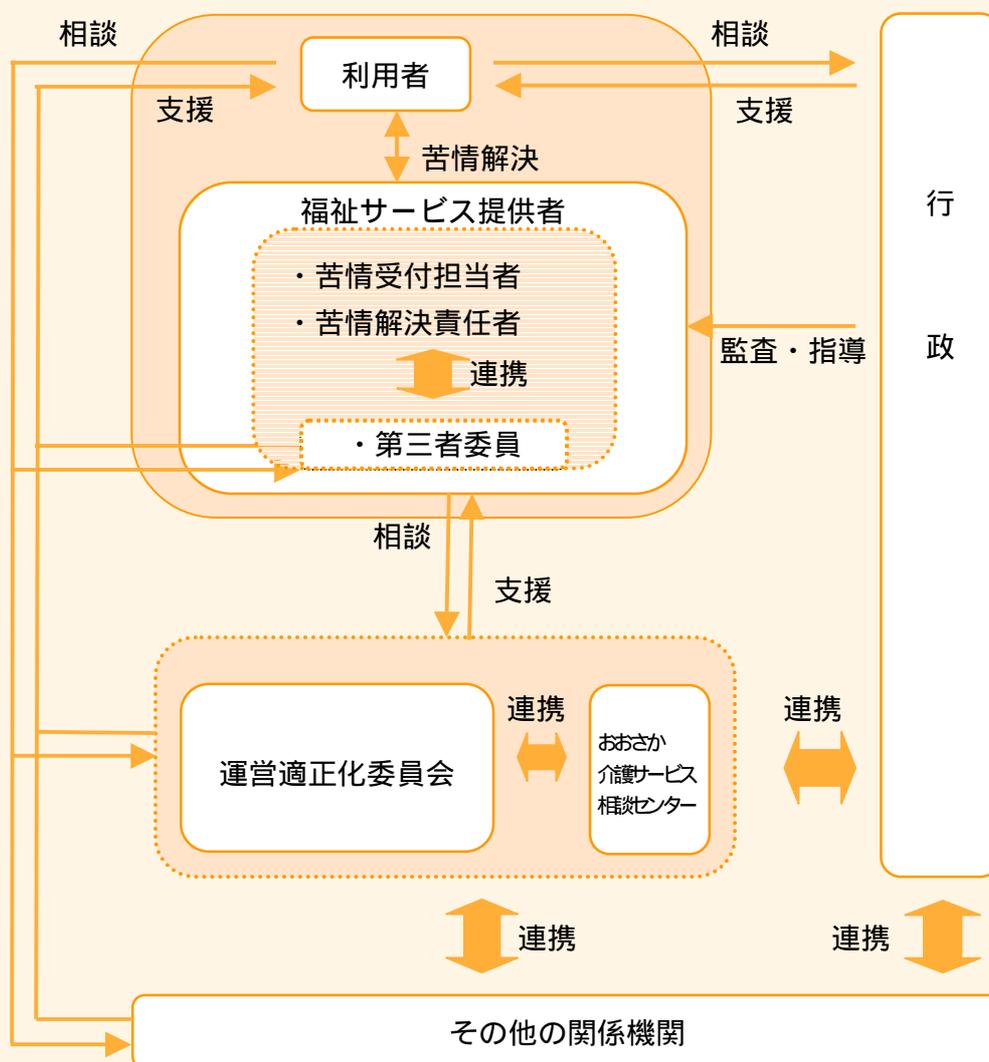
また、福祉サービスの提供にあたっては、本人の意向を尊重し、福祉サービスが地域での生活の質の向上につながるよう支援する視点を常にもつことが重要です。例えば、施設サービスであっても、施設での生活支援の範囲だけではなく、地域生活、在宅生活につなぐという視点からのサービス提供が重要です。社会福祉施設は在宅生活と対極にある社会資源ではなく、市民の生活の場であり、連続したものとして地域に溶け込み、市民の生活を支援することが、福祉コミュニティの充実につながります。

さらに、福祉サービスを提供するさまざまな主体が協力することによって福祉サービスの充実を図ること、さらに必要に応じた新しい福祉サービスを創造していくことも今後ますます期待されます。

大阪市では、市民が適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの提供の充実のためのしくみづくりを進めます。

【福祉サービスにかかる苦情解決のしくみ】

福祉サービスの利用において、サービス内容への不満や要望、不当な権利侵害があった場合、利用者を支援するしくみとして苦情解決のしくみがあります。福祉サービス提供者は、利用者の苦情に適切に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者を明確にし、苦情を受け止める体制を整備するとともに、公平、平等な立場から円滑な苦情解決を図るため、第三者委員に協力してもらっています。また、福祉サービス提供者の苦情解決を支援する機関として、大阪府社会福祉協議会に「運営適正化委員会」が設置されています。



サービスの質の向上

社会福祉法その他関係法令等による社会福祉法人の運営、事業の経営についての指導事項について監査を行い、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図っています。さらに、福祉サービスの質を向上するためには、福祉サービス提供者が、人権意識の向上、福祉サービスの向上などに研鑽を重ねることや、福祉サービスを評価し、見直すこと、さらに、苦情解決のしくみで得られた利用者からの意見も福祉サービスの質の向上につないでいくことが重要です。

大阪市では、福祉サービス提供者と協力しながら、市民が質の高い福祉サービスを受けられるしくみづくりを進めます。

社会福祉法人・施設などの監査・指導

社会福祉施設や社会福祉事業の運営に関する相談に適宜応じるとともに、社会福祉施設に対して定期的な監査により適切な指導を行っています。

福祉サービス提供者の研修の充実

福祉サービス提供者に対して、施設や事業の運営、人権などに関する研修会を開催しており、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、福祉サービスの提供に従事する職員の研修を行っています。

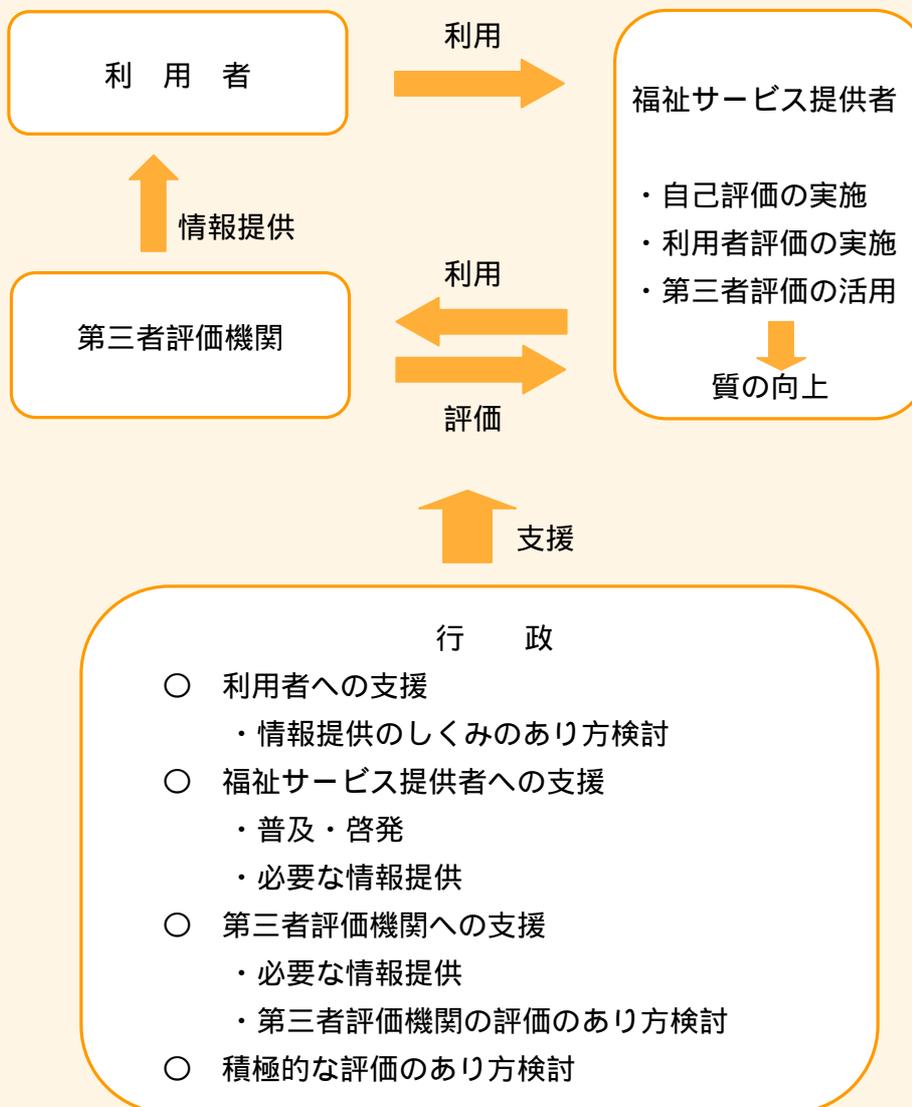
福祉サービスの質の向上に資するため、福祉サービス提供者への研修会や必要な情報提供の一層の充実に努めます。

自己評価、利用者評価、第三者評価の推進支援

福祉サービスの質を向上するため、福祉サービス提供者が自ら提供する福祉サービスを自己評価することが必要です。また、利用者の意見を適切に聴く利用者評価を実施したり、客観的な評価を得るため第三者機関が行う評価を活用する必要があります。

福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス提供者が適切な評価を行うとともに、必要な情報提供を行えるよう、また、第三者評価事業の適切な活用が推進されるよう、必要な環境整備のあり方を検討します。

【評価制度（自己・利用者・第三者）】



【第三者評価事業をめぐる状況】

国は、社会福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、福祉分野に第三者評価事業を導入することとし、評価基準を提示するとともに、第三者評価機関の認定機関のあり方など、その手法について検討を重ねており、介護保険サービスをはじめ順次導入をめざしています。また、第三者評価事業の適切、円滑な推進をめざして、第三者評価調査者の養成研修や第三者評価をモデル的に行う「モニター事業」を全国社会福祉協議会に委託しています。

大阪では、大阪府下において、第三者評価制度が適切、円滑に実施されるよう、環境整備などを図るため、福祉サービス事業者、福祉サービス利用者、第三者評価機関などで構成される「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪（以下、「推進支援会議」という）」を設置しています。推進支援会議では、第三者評価事業の普及のための広報・啓発や府内における評価基準のガイドラインの作成、府内における第三者評価者の養成研修の実施、第三者評価機関及び評価結果の情報システムの構築などに取り組んでいます。

多様な福祉サービス提供者の育成・支援

福祉サービスの充実のためには、福祉サービス提供者に対する技術的支援や情報提供などにより、多様な福祉サービス提供者が育ち、発展できるよう支援することが求められます。

大阪市では、多様な福祉サービス提供者の育成・支援のための環境づくりを進めます。

社会福祉事業者などへの技術的支援

社会福祉施設や社会福祉事業の運営に関する相談に適宜応じており、一層の充実に努めます。

特に、介護保険制度や支援費制度においては、社会福祉法人などに加え民間事業者が参入できるようになり、民間事業者が円滑に新規参入できるよう必要な情報提供に努め、福祉サービスの充実につながるよう努めます。

NPO、ボランティアなどの活動への支援

多様な生活課題を解決するために、公的な福祉サービスだけでなく、NPOやボランティアなどの活動が大きな力となっており、活動の一層の充実と公的な福祉サービスとの協働、さらにはさまざまな提供主体の協働による新たな事業の開発などが期待されるところです。

大阪市ボランティア情報センターや大阪ボランティア協会、大阪NPOセンターなどの活動支援機関（25頁）との連携により、NPO、ボランティアなどの活動の充実を支援します。

福祉人材の育成

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、介護技術の習得のための講習などを実施するとともに、市民をはじめ、ボランティア、NPOなどに情報や研究スペースの提供を行っています。

市民の多様な生活課題に適切に応じていくためには、担い手の確保と質の向上、幅広い視野での専門性が一層求められるところであり、民間での取り組みと連携し、福祉人材の育成の一層の充実に努めます。

協働による多様なサービスの創出

一人ひとりが必要とする多様な支援に応えていくためには、既存の公的な福祉サービスやNPO、ボランティア団体の活動、さまざまな地域福祉活動などを、市民の生涯にわたる生活支援という視点から、必要に応じて柔軟に組み合わせたり、一体的に提供することにより、より効果的な支援をめざすしくみが求められます。さらに、さまざまな提供主体が協働することにより、これまで対応できなかった支援やよりきめ細かい福祉サービスの提供を行うことが期待されます。

大阪市では、多様な提供主体が協働して、一人ひとりに合ったよりよい福祉サービスを創り出していく取り組みを支援します。

多様な提供主体の協働によるサービスの創出と地域づくりの支援

市民の多様な生活課題を解決するため、公的な福祉サービスやボランティア、NPOなどの活動の充実とともに、さまざまな提供主体の協働、さらには新たな事業を開発することが期待されます。

また、地域や社会の課題を、住民主体で事業を起こして解決するという新しい手法として「コミュニティ・ビジネス」が、注目されつつあり、地域福祉の推進を図る観点から、関係者と調整しながら、コミュニティ・ビジネスのあり方について検討します。

さらに、すべての人が利用しやすいよう、すべての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという「ユニバーサルデザイン」の考え方も、だれもが暮らしやすい地域づくりの観点から欠かせない視点です。

【コミュニティ・ビジネス】

コミュニティ・ビジネスは、住民が、地域の課題解決を行うため、地域内の資源を活用しながら、継続的なビジネスの形で展開していく事業です。事業収入が中心で、寄付金などの収入に頼る部分が少ない点も特徴です。

新たな産業や雇用、生きがい創出等を通じて、地域経済の活性化に資する活動であり、地域貢献とビジネスとの両面を兼ね備えた事業といえます。

また、従来の市民ボランティア活動やベンチャービジネスと比較し、コミュニティ・ビジネスでは、地域の家事専門の人や高齢者、早期退職者、地元自営業者等の住民が活動の主体となる場合が一般的です。もっとも、サラリーマンなどが会社勤務しながら、地域をベースに仕事を作り出し、地域を活性化する団体もコミュニティ・ビジネスに該当します。NPO、協同組合、企業組合、個人商店、有限会社、株式会社等、運営の形態はさまざまです。

《コミュニティ・ビジネスの活動内容例》

分野	活動内容例
高齢者福祉・障害者福祉	・買い物代行、送迎支援、配食サービスを提供
地域の子育て支援	・託児・保育を引き受ける子育て支援サークル
まちづくりの支援	・地域住民向けの情報誌を作成

社会資源の有効活用

大阪市には、社会福祉施設をはじめこれまで培ってきたさまざまな社会資源があります。時代の変化とともに、必要とされる社会資源も変化してきます。このため、既存の社会資源を柔軟かつ効果的に利用して、時代の求める社会資源として活用する工夫が求められます。

大阪市では、既存の社会資源を有効に活用し、今求められる市民ニーズに柔軟に対応できるようなしくみづくりを進めます。

社会福祉施設などの有効活用方法の検討

社会福祉施設などの福祉サービス提供者は、利用者へ適切に福祉サービスを提供する役割と責務を担うとともに、福祉サービス提供者同士の情報交換などによる相互の福祉サービスの充実が期待されます。さらに、民間事業者やNPOなどさまざまな福祉サービス提供者により多様な福祉サービスが提供される状況の中で、社会福祉法人などの社会福祉施設や専門職が、これまでの実績を踏まえ、地

域のさまざまな社会資源を先導し、地域福祉を推進する役割が期待されます。

また、地域には、老人憩の家や地域集会所、老人福祉センター、勤労青少年ホーム、特別養護老人ホーム、障害者福祉作業センター、精神障害者小規模作業所、障害者会館、保育所、人権文化センターなど、さまざまな社会資源があり、それぞれの役割を果たすとともに、従来からも地域の実情に応じて地域と連携し、地域での自立支援やよりよい地域づくりに貢献してきました。

これまでの地域での実践を踏まえながら、だれもが暮らしやすい地域づくりのために、地域の大切な社会資源である社会福祉施設などの施設設備や空間、専門的知識や技術、人的な資源を柔軟かつ有効に活かす方法を検討します。

【既存施設の活用による地域の活動拠点づくり】

地域におけるさまざまな活動に必要な拠点として、対象者が特定されている施設でも、利用状況に応じて他の対象者が使えるようにするなど、既存の施設を有効に活用する視点が重要です。

トモノス（勤労青少年ホーム）は、勤労青少年の健全な余暇活動の場を提供することを目的とする施設ですが、昼間の時間帯を利用して児童館の事業や午前中の時間帯を利用して乳幼児とその保護者を対象とした「乳幼児広場」を実施しています。

その他社会資源の有効活用方法の検討

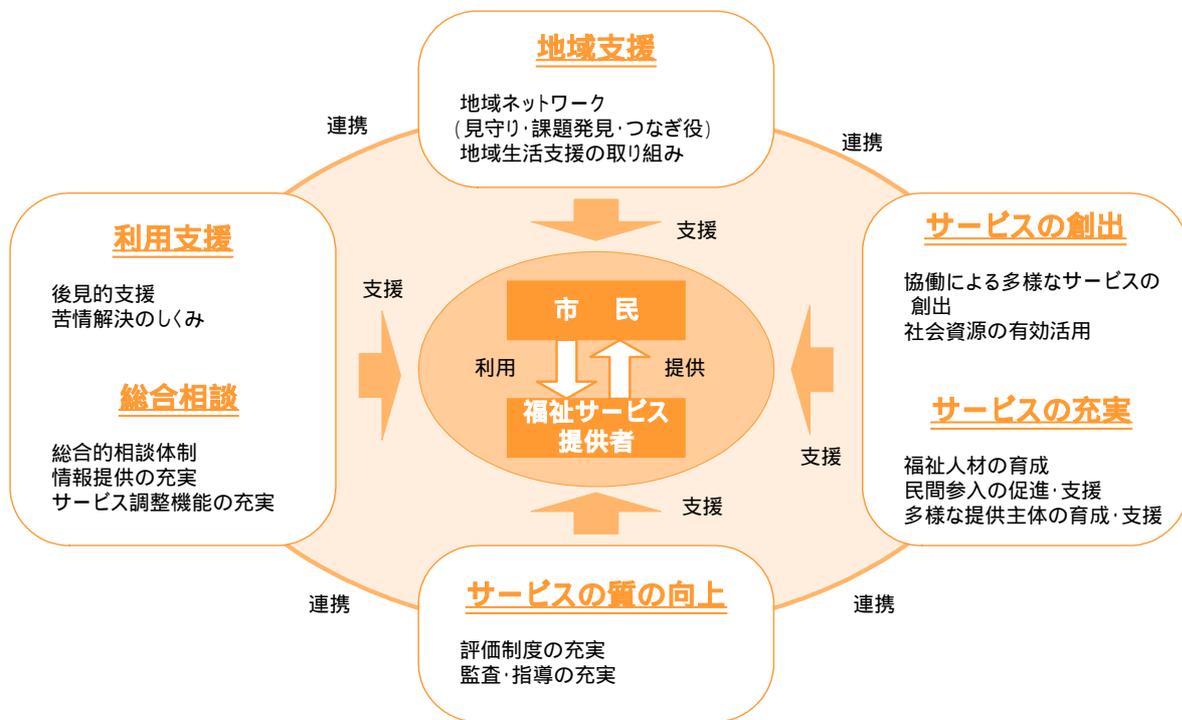
地域には、社会福祉関係の施設に限らず、空き店舗などの空間、企業などの社会貢献活動など、多様な社会資源があります。さまざまな社会資源を発見し、有効に活かす方法を検討します。

【企業の社会貢献活動】

企業の中には、社会貢献活動として、地域行事への支援や清掃活動、福祉の向上への取り組みなどさまざまな地域活動を実施し、企業の設備や備品の貸し出しなども行っています。また、ボランティア休暇・休職制度など、従業員へのボランティア活動を支援する取り組みも行われています。

さらに、近年、社会を構成する一員として企業倫理や法令を守り、社会貢献や環境対策などの面でも一定の責任を果たそうとする企業の社会的責任「CSR（Corporate Social Responsibility）」に関心が高まっており、注目されています。

【福祉サービスの利用支援及び提供充実】



3 区レベルのアクションプランの策定に向けて

(1) 区レベルのアクションプランの意義

地域福祉の推進は、市民による主体的な地域づくりへの参加からはじまります。そのため地域福祉推進に向けた取り組みやしくみづくりは、市民一人ひとりの生活圏において行われる必要があります。

政令指定都市である大阪市の場合、各種サービス提供上の基本となる単位は区となっています。大阪市では、これまでに、「区民福祉」の考え方を踏まえて、区の保健福祉センターを中心とした相談体制や、区社会福祉協議会の充実、区在宅サービスセンター、区ボランティアビューローの整備などを推進してきました。課題の状況に応じて、より身近な生活圏である小学校区や中学校区を圏域として設定したり、一定の専門的なサービスを提供していく場合にはいくつかの区を合わせたブロック単位での広域的な圏域を設定するなどの必要はありますが、このような重層的な圏域設定の中で、施策への反映など行政とのつながりを考えると、地域福祉の基本的な圏域は区となります。

大阪市の場合、市レベルの地域福祉計画は、地域福祉推進の理念や、大枠のしくみづくりとなるため、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するしくみづくりのために、区レベルでの公私協働によるアクションプラン（行動計画）の策定を行う必要があります。アクションプランの策定に際しては、健康福祉分野をはじめとする各種施策の身近な窓口である区役所と、これまでも地域のネットワークづくりや地域福祉の推進に関する役割を担ってきた社会福祉協議会が推進役となることが求められます。区レベルのアクションプランが、地域福祉を推進する実質的な役割を担うことになるため、アクションプランは、行政だけでなく、市民や社会福祉事業者、NPOなどの協働により策定する必要があります。

(2) 区レベルのアクションプランの基本的な考え方

区レベルのアクションプランにおいても「1 - (2) 地域福祉の考え方」に示されている地域福祉の考え方を踏まえておく必要があります。それに加えて、区レベルのアクションプランをより実効性のあるものとするために、次の8つの考え方が必要になります。

すべての市民が参加できる

地域福祉を推進していくためには、より多くの市民が地域福祉に関心をもつことが必要です。そのためには、既存の町会などの活動を基盤にした地域福祉を推進する取り組みへの市民参加の方法を考えていくとともに、町会などに加入していない市民、自治会をもたないマンションなどに住む市民も、容易に地域福祉に関心をもつことができる方策を検討する必要があります。

さらに、市民参加のすべての場面に、地域を構成するメンバーである高齢者、障害のある人、子ども、ひとり親家庭、外国籍住民を含め、あらゆる人が関わっていく必要があります。

また、より多くの市民が関心をもち、参加できるよう、地域福祉を推進していく取り組みに関する情報を広く提供する必要があります。

話し合いの場をつくる

地域福祉を推進していくためには、市民が集まって話し合いができる場を設ける必要があります。話し合いの場を決める際には、障害のある人などが参加しやすい環境であるかどうかを検討する必要があります。

公私協働で地域福祉を推進する

地域福祉を推進していくためには、アクションプランの策定段階から、市民、行政、社会福祉事業者、NPOなどが協働していく必要があります。地域の実態やニーズを把握した上で、市民、行政、社会福祉事業者、NPOなどが、地域福祉の推進のために具体的にどのようなことができるのか、具体的な取り組み内容を示していく必要があります。

ネットワークをつくる

地域福祉を推進していくためには、市民、行政、社会福祉事業者、NPOなどが参加し、市民の生活を支えるとともに、一人ひとりが抱えるさまざまな生活課題を解決するためのネットワークづくりが必要です。

地域の情報を共有するしくみをつくる

地域福祉を推進していくためには、プライバシーに十分配慮し、地域の情報を共有していく必要があります。そのためには、地域において課題となっていることやそれに対する取り組みの状況などの情報をすべての市民にわかりやすく伝える方法や、一人ひとりの市民がもっている個々の情報を地域全体の情報として取り上げていく方法などを検討する必要があります。

さまざまな活動に市民が参加できるしくみをつくる

地域福祉を推進していくためには、すべての市民が地域福祉推進のためのさまざまな活動に参加することができるしくみをつくる必要があります。また、日常的には地域福祉の推進に積極的に関わることは難しい人が、休日やわずかな時間でも参加し、地域社会に貢献できるようなしくみをつくることも検討する必要があります。

サービスを利用しやすくする

地域福祉を推進していくためには、だれもが利用しやすいサービス提供のしくみを考える必要があります。さらに、サービスの質を良くしていくために、サービスの利用者である市民が、サービスの提供に関わることができるしくみづくりも必要です。

また、これまでの地域におけるさまざまな取り組みを区独自のサービスへと発展させるなど、地域の市民の必要性に応じたサービスを創出していくことも必要です。

地域の将来像を描く

地域福祉を推進していくためには、今すぐにできることだけではなく、市民がこんなまちにしていきたいと考える地域の将来像を描くことが重要です。それは、市民一人ひとりの生涯にわたる心豊かな生活を支える地域像であり、次代を担う子どもたちが地域に愛情や誇りをもち、夢をもって暮らしていける地

域像であるといえます。地域の将来像を描きながら地域福祉を推進していくことは、今を生きる人の生活を充実するとともに、次世代への絶えまない贈り物となるのです。

(3) 区レベルのアクションプランの策定

だれが策定するのか

区レベルのアクションプランは、地域で自分らしく安心して暮らせるように、市民をはじめ地域に関わるすべての人が、地域の課題を共有化し、それぞれの力を有効に出し合い、よりよい地域づくりをめざすプランです。そのため、プランは地域に関わるすべての人が策定するものといえ、策定にあたっては、地域に関わる人の意見を最大限に反映し、よりよい地域づくりを地域主体で進めていけるようなプランとする必要があります。

どのように策定するのか

地域に関わる人の意見を最大限に反映した区レベルのアクションプランをつくるためには、地域に関わる幅広い人の参画を得た、プラン策定を進めるための組織を設置し、幅広い市民や関係者の意見を反映するための取り組みを進めながら策定します。

ステップ1 「(仮称)区アクションプラン策定委員会」の設置

区レベルのアクションプランを策定するためには、小学校区などの小地域での取り組みをはじめとする、地域での課題の共有化やよりよい地域づくりへの検討に基づき、各活動主体の行動内容の調整を含めたプランづくりの取りまとめを行う組織を設置する必要があります。プランづくりにあたっては、地域のさまざまな活動主体を代表する人々などで構成する「(仮称)区アクションプラン策定委員会」(以下、「プラン策定委員会」という)を設置して、市民の気運を高める環境づくりや幅広い意見を反映する取り組みを実施しながらプランづくりを進めていきます。また、プランづくり

やささまざまな取り組みにあたっては、地域支援システム（31頁）をはじめ地域のネットワークと十分連携を図り、ネットワークの実績を十分反映する必要があります。

プラン策定委員会の構成

プラン策定委員会は、地域の福祉課題や小地域での取り組みを踏まえ、地域の各活動主体の活動が最大限に効果を発揮できるよう、当事者や市民から公募により選任した委員をはじめ、地域のさまざまな活動主体を代表する人を市民の地域生活を支援する視野から幅広く選任した委員で構成する必要があります。

プラン策定委員会の調整役

プラン策定委員会の調整役としては、市政の身近な窓口であり、市民の福祉増進の責務を担う行政機関の区役所と、社会福祉法において地域福祉の推進役として位置づけられる区社会福祉協議会がその役割を果たす必要があります。

区役所及び区社会福祉協議会は、プラン策定委員会を運営する事務局を務め、資料収集や議論の取りまとめ、プランづくりに必要な事務をプラン策定委員会の委員の協力を得ながら進めていきます。

さらに、区役所は、関係機関との調整や行政資料の提供など、区社会福祉協議会は、地域組織やNPO・ボランティアなどとの調整、地域福祉に関する技術や資料の提供などにより、プランづくりを効果的に進めていくことが望まれます。

「大阪市地域福祉計画」及び「大阪市地域福祉活動計画」との調整

大阪市では「大阪市地域福祉計画」を、大阪市社会福祉協議会では「大阪市地域福祉活動計画」をそれぞれ策定し、地域福祉を推進するとともに、市民のより身近な地域での地域福祉を推進するため、区レベルのアクションプランづくりを支援します。

このため、プランの策定及び推進においては、「大阪市地域福祉計画」及び「大阪市地域福祉活動計画」と常に整合性を図り、実情を把握するとともに成果を活かし合いながら、その内容を相互に高めていく必要があります。

ステップ2 プラン策定に向けた環境づくり

プランづくりに向けて、プラン策定委員会を設置するとともに、市民をはじめ地域に関わるすべての人が主人公となったプランづくりを進めるための気運を高める環境づくりが必要です。

地域福祉に関する講演会などの開催

プラン策定に向けた気運を高めるため、地域福祉やプランづくりの意義について理解を深める講演会や学習会などを開催することが考えられます。

ステップ3 幅広く意見を反映するための取り組み

プランづくりにあたっては、高齢者や障害のある人、子ども、ひとり親家庭、福祉サービスを利用する人、福祉サービスの担い手、NPO・ボランティア活動を行う人をはじめ、地域の幅広い意見を聴くための取り組みが必要です。

取り組みの実施にあたっては、さまざまな生活条件に配慮して、実施する時間帯を考慮したり、子育てボランティアなどの協力を得るなど、地域の幅広い人が参加しやすい環境づくりに十分配慮する必要があります。

アンケート調査の実施

プランづくりに向けて、広く地域の人に意見を聴く方法として、アンケート調査を実施することも有効です。

住民懇談会の開催

市民主体のよりよい地域づくりをめざして意見反映を行っていくためには、住民懇談会を開催することが有効と考えられます。住民懇談会は、地域をよりよくするため、参加した市民をはじめ地域に関わる人が主体的に自由に発言し、身近な地域課題をお互いに共有化し、解決するための意見を出し合い、よりよい地域づくりを提案していく手法です。

住民懇談会の開催にあたっては、事前に地域の特徴や課題、社会資源などをまとめておいて参加者の話し合いの基礎資料とするなど、効果的な推進を工夫します。

障害のある人や福祉サービスを利用する人などの意見反映

プラン策定委員会や各種の取り組みには、障害のある人や福祉サービスを利用する人など、だれもが参加できるよう十分配慮するとともに、住まいや施設へ出向いて意見を聴いたり、グループで意見交換を行う場を設けるなど、意見が十分反映できるよう工夫します。

ステップ4 プランの策定

各種の取り組みの成果を踏まえ、プラン策定委員会でプランを策定します。

プランの策定にあたっては、会議の公開や議事要旨の公開など、透明性の確保を図る必要があります。また、プラン案を広く市民をはじめ、地域の各主体に公表し、意見を受ける機会を設定します。

目標づくりと推進、評価の考え方

プランの目標づくり

プランの目標は、本計画の3の(2)に示す「区レベルのアクションプランの基本的な考え方」を踏まえ、2の(6)に示す市レベルの計画の「地域福祉を進めるためのしくみづくり」と整合性を図りながら、地域の特性に合わせた目標を設定します。

目標設定にあたっては、市民にとって住んでよかったと思える、他の区にはない、かけがえのない魅力がある地域づくりにつなぐ視点が重要であり、市民が参加できる具体的な行動、活動につながる内容とする必要があります。地域の必要性に応じて、各種の助成金や寄付を活用したり、福祉サービス提供者、NPO、ボランティア、企業などがもつ技術など自らの力を出し合って、新しい事業などを起こすことも考えられます。区全体で一斉に推進することが困難な目標であれば、小地域を選定して先駆的に取り組み、その成果を踏まえながら広げていくなど、区において独自の手法を工夫することも期待されます。

また、地域福祉は、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域の実現をめざしており、そのために解決しなければならない課題は多様であり、継続的に取

り組むべきものです。そのため、目標を具体的な行動、活動につなげるためにも、すべての課題に一度に取り組むことが困難であれば、目標の優先順位の設定や、早期に取り組む事項、中長期的に取り組む事項など、計画的な目標設定に配慮します。設定した目標を、地域に関わる人が「これだけは頑張る」、「これから頑張る」という思いを一にして推進していくことが大切です。

プランの内容例

みんなで支え合うしくみづくり

市民意識の高揚のための取り組み

人権を尊重する意識の高揚を図るため、学習会や社会福祉施設との交流会、ボランティア講習を実施したり、ひとにやさしいまちかどうか点検するなど、さまざまな取り組みを推進します。

寄付文化の創出のための取り組み

地域における寄付文化を育てていくための取り組みを充実します。そのためには、幅広い人が寄付による効果を知る機会を設けることや、寄付者への感謝の気持ちが十分伝わることが重要であり、地域の行事において表彰するなど工夫します。また、市民参加により寄付の配分決定を行うなど、寄付の使い方に透明性を与えることが、寄付の大切さを伝えるうえでも重要です。

地域の活動拠点や交流の場の充実

社会福祉施設をはじめ商店街の空き店舗など地域におけるさまざまな社会資源を有効に活用して、地域での活動拠点や交流の場を充実します。

当事者による相談の場や交流の場の充実

地域において当事者同士が相談し合える機会や交流などの取り組みを充実します。

施設と地域との交流

社会福祉施設と地域の交流の機会を充実し、市民の社会福祉施設への理解や、施設利用者と地域の人との相互理解などを深めます。

市民参加による地域づくりを進めるための取り組み

市民参加による住民懇談会などの取り組みを実施し、市民主体の地域づくりを進めます。

地域福祉を推進する人材の発見、育成、組織化

ボランティアビューローの機能や地域のネットワークを活用し、地域の中で地域福祉を推進する人材を発見し、必要な研修会を実施するとともに、地域福祉を効率的に推進するためのグループづくりやネットワークづくりを進めます。

ボランティアの育成及び活動支援

ボランティアビューローの機能を活用し、地域の実情に応じた研修会の実施など、計画的なボランティアの育成及び活動の充実を図ります。また、地域通貨など市民参加を効果的に進める手法を検討します。

【地域通貨】

「地域通貨」は、地域の中での「助けてほしい」「何かお手伝いしたい」あるいは「趣味や娯楽を通じて社会参加したい」という気持ちをつなぐための一つの有効な方法です。

地域通貨は、法定通貨と違う交換（助け合い）の手段で、市民の手で作り出すことができる、地域でしか使えない、利子はない、貧富の差の拡大がおこらない、地域の活性化に役立つ、という特徴があり、地域の支え合いによる将来像の実現のためのひとつの方法です。

支援した人が得た地域通貨については、支援してもらった際に使ったり、地域の商店街などで使うなど、地域でさまざまに工夫することが可能であり、地域の実情にあった主体的な地域づくりの一手法であるといえます。

サービスを利用しやすいしくみづくり

身近な地域の相談体制の充実

区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ネットワーク委員をはじめ、さまざまな相談窓口の連携方法を工夫したり、市民が利用しやすいよう周知方法を工夫し、身近な地域での相談体制を充実します。

身近な地域の情報提供の充実

区民にとってより身近な地域で効果的に情報が得られるよう、地域の実情に応じた工夫により情報提供を充実します。

地域のネットワークづくり

近隣同士のネットワークを構築し、地域支援システムや民生委員・児童委員と連携することにより、身近な地域での見守り、課題発見、専門機関へのつなぎ役など、地域で安心して暮らせるしくみを充実します。

さまざまな地域生活支援活動の充実

さまざまな制度と地域の取り組みが協力し、市民の地域生活の支援や権利擁護の取り組みを充実します。

サービス提供の充実のためのしくみづくり

NPO、ボランティアなどの活動の充実

ボランティアビューローなどの機能を活用し、地域の実情に応じたボランティア講座の開催や組織化支援など、NPO、ボランティアなどの活動の充実を図ります。

社会福祉施設と地域の連携

社会福祉施設の専門的知識や技術を地域に提供したり、社会福祉施設の知識や技術と地域のさまざまな取り組みとが協働することにより、市民の多様な生活課題に柔軟に対応できる福祉サービスを創出します。

また、地域のボランティアなどが社会福祉施設を支援するなど、社会福祉施設と地域が交流することにより、施設入所者の生活を充実します。

企業などさまざまな組織、団体と地域の連携

社会福祉施設などの公的な福祉サービス提供者だけでなく、NPOやボランティア、企業、商店街など、さまざまな社会資源と地域の連携を推進し、新しい取り組みや事業を創出します。

さまざまな社会資源の有効活用

地域におけるさまざまな人的・物的資源を、協力と工夫のもと、だれもが暮らしやすい地域づくりのため有効活用します。

プランの推進と評価

プランの目標実現に向け、地域福祉推進の取り組みを具体的に継続して進めるとともに、常に現状を把握しながら評価し、見直すことが不可欠です。

プランの推進と評価についても、具体的な行動、活動としてプランに盛り込む必要があります。また、プランの推進や評価が具体的に進めやすい目標を設定することも有効な目標づくりにつながると考えられます。

プランを評価し、見直すことは、常に継続的に行うことが必要ですが、プランに3～5年程度の年限を設け、定期的な見直しの周期を設けるのも有効な方法と考えられます。

プランの推進と評価には、市民参加が不可欠です。プランの評価にあたっては、市民を対象に、目標ごとに点数づけをするなどのアンケート調査を実施したり、住民懇談会で検討するなどの取り組みが考えられます。また、地域を支援するさまざまな組織やネットワークとも連携し、地域での実情を把握することにより、よりよいプランづくりにつないでいくことが重要です。

プランを円滑に推進し、評価するための組織として、プラン策定委員会を「(仮称)区アクションプラン推進委員会」として、発展的に継承することが有効と考えられます。委員については、3年程度の任期を設けたり、選任にあたっては、新しい活動主体などの参画を得るなど、固定的な構成にならないよう、また公平性を確保する構成となるよう、常に配慮する必要があります。

(4) 策定支援

大阪市・大阪市社会福祉協議会の役割

大阪市は、市民が地域で安心して暮らしていけるよう、健康福祉分野の施策をはじめ、各種の施策を推進し、市民の地域での生活を守る安全ネットの充実に努めており、その一層の充実のため地域福祉の推進においても、市民の福祉の増進を担う行政として、必要なしくみづくりを進めるとともに、地域の福祉コミュニティづくりを支援する責任を担っています。

また、大阪市社会福祉協議会は、市民をはじめ地域福祉活動を行う団体や地域に関わる人々の意見を反映しながら地域福祉活動を促進するなど、福祉コミュニティづくりの中心的な担い手です。

大阪市と大阪市社会福祉協議会は、市民の地域におけるよりよい暮らしを実現するため、ともに地域福祉を推進し、福祉コミュニティづくりを進める機関であり、市民にとってより身近な地域での地域福祉を推進するため、区レベルのアクションプランの策定及び推進を支援していきます。

支援の内容

大阪市では、「大阪市地域福祉計画」を策定し、市民参加や協働を支援するしくみをはじめ、地域福祉を推進するために市全体で必要となるしくみづくりを進めるとともに、区レベルのアクションプランの策定及びその推進が円滑に進められるよう、区における取り組みを技術的に支援します。

学識経験者などの協力を得て、大阪市地域福祉計画の推進を図る「(仮称)大阪市地域福祉計画推進委員会」に、プランの策定及び推進を技術的に支援する部会を設けるとともに、マニュアルづくりに取り組みます。また、先進的なプランづくりの進め方や地域福祉推進活動の事例などの紹介や必要な資料の提供など、実情に応じた適切な技術支援に努めます。

大阪市社会福祉協議会では、「大阪市地域福祉活動計画」を策定し、市民参加や協働を具体的に進めるための手法を提示するとともに、先進的な地域福祉活動事例の紹介など、技術的な支援を行います。

(5) 小学校区など小地域での取り組み

プランの策定及びその推進や評価にあたっては、市民参加の視点から、小地域で取り組んでいくことが重要です。小地域の取り組みは、幅広い市民の参加が得やすく、また、身近な地域の課題解決とよりよい地域づくりを具体的に検討することができます。プランは、小地域における取り組みの成果を反映することにより、地域の実情にあった内容とすることができます。

また、小地域における取り組みの成果が、プランへの反映にとどまらず、小地域のプランづくりや目標づくりに発展する地域もあるかもしれませんが、これも地域福祉を推進するうえで有効な手法と考えられます。

小地域の取り組みは、プランへの反映という意味だけでなく、地域福祉の推進そのものであり、その取り組み過程を大切にすることが重要です。小地域において、市民をはじめ地域に関わるすべての人が地域福祉やよりよい地域づくりに関心を持ち、幅広い人が参加できる取り組みを継続的に行うこと自体が、地域福祉を進める力となります。

付 属 資 料

大阪市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪市における総合的な地域福祉の推進を目的として、大阪市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大阪市地域福祉計画の策定に関する事
- (2) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員35名以内で組織する。

- 2 委員は、市民代表、社会福祉事業を営業者、社会福祉活動を行う者、学識経験者等の中から市長が委嘱する。
- 3 市民代表については、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、健康福祉局生活福祉部地域福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附則 この要綱の施行後最初に委嘱を受けた委員の任期については第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

平成15年12月19日現在

大阪市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(50音順)

氏名	役職等	委員就任期間
石橋 志乃	弁護士	平成14年5月27日～
乾 繁夫	西成区社会福祉協議会会長	平成14年5月27日～
梅田 幸二	大阪市社会福祉協議会専務理事	平成14年5月27日～平成15年6月2日
海老ヶ迫 晶子	市民代表	平成14年5月27日～
大北 昭	大阪府医師会副会長	平成14年5月27日～
大西 夏雄	大阪市老人クラブ連合会理事長	平成14年5月27日～平成15年6月16日
岡崎 ふく子	市民代表	平成14年5月27日～
北野 誠一	桃山学院大学社会学部教授	平成14年5月27日～平成15年6月24日
楠 昭男	市民代表	平成14年5月27日～
久保 真光	日本労働組合総連合会大阪府連合会福祉政策部長	平成14年5月27日～平成15年11月30日
鈴木 成男	市会民生保健委員長	平成14年5月27日～平成14年6月5日
篠崎 由紀子	榊都市生活研究所所長	平成14年5月27日～
白澤 政和	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授	平成14年5月27日～
高田 雄七郎	市会民生保健委員長	平成15年5月21日～
高森 勝子	大阪府看護協会会長	平成14年5月27日～
竹内 久美	長居保育園保育士	平成14年5月27日～
塚本 正治	大阪精神障害者連絡会代表	平成14年5月27日～
土橋 孝博	大阪市人権協会常務理事	平成14年5月27日～
手嶋 勇一	大阪市身体障害者団体協議会会長	平成14年5月27日～
中北 清	市民代表	平成14年5月27日～
中西 正尚	大阪府歯科医師会理事	平成15年6月17日～
新田 正尚	白寿苑施設長	平成14年5月27日～
野上 松秀	大阪府歯科医師会理事	平成14年5月27日～平成15年6月16日
濱本 嘉代子	大阪市地域女性団体協議会副会長	平成14年5月27日～
早瀬 昇	大阪ボランティア協会事務局長	平成14年5月27日～
平田 修一	大阪市社会福祉協議会専務理事	平成15年6月3日～
広崎 美輪	市民代表	平成14年5月27日～
廣田 良夫	大阪市立大学大学院医学研究科教授	平成14年5月27日～
藤垣 哲彦	大阪府薬剤師会専務理事	平成14年5月27日～
堀川 浩介	大阪商工会議所総務広報部長	平成15年7月23日～
前田 卯三郎	大阪市老人クラブ連合会理事長	平成15年6月17日～
牧里 每治	関西学院大学社会学部教授	平成14年5月27日～
松井 千穂	日本労働組合総連合会大阪府連合会男女平等推進部長・国際部長	平成15年12月1日～
松本 道弘	大阪商工会議所総務広報部長	平成14年5月27日～平成15年7月22日
山縣 文治	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授	平成14年5月27日
山崎 誠二	市会民生保健委員長	平成14年6月6日～平成15年5月20日
山田 裕子	大阪NPOセンター事務局長	平成14年5月27日～
尹 英和	弁護士	平成14年5月27日～
吉田 定治	大阪市地域振興会会長	平成14年5月27日～
吉村 八重子	大阪市民生委員児童委員連盟女性部会長	平成14年5月27日～
龍 加奈子	大阪市育成会地域生活支援センター利用者	平成14年5月27日～

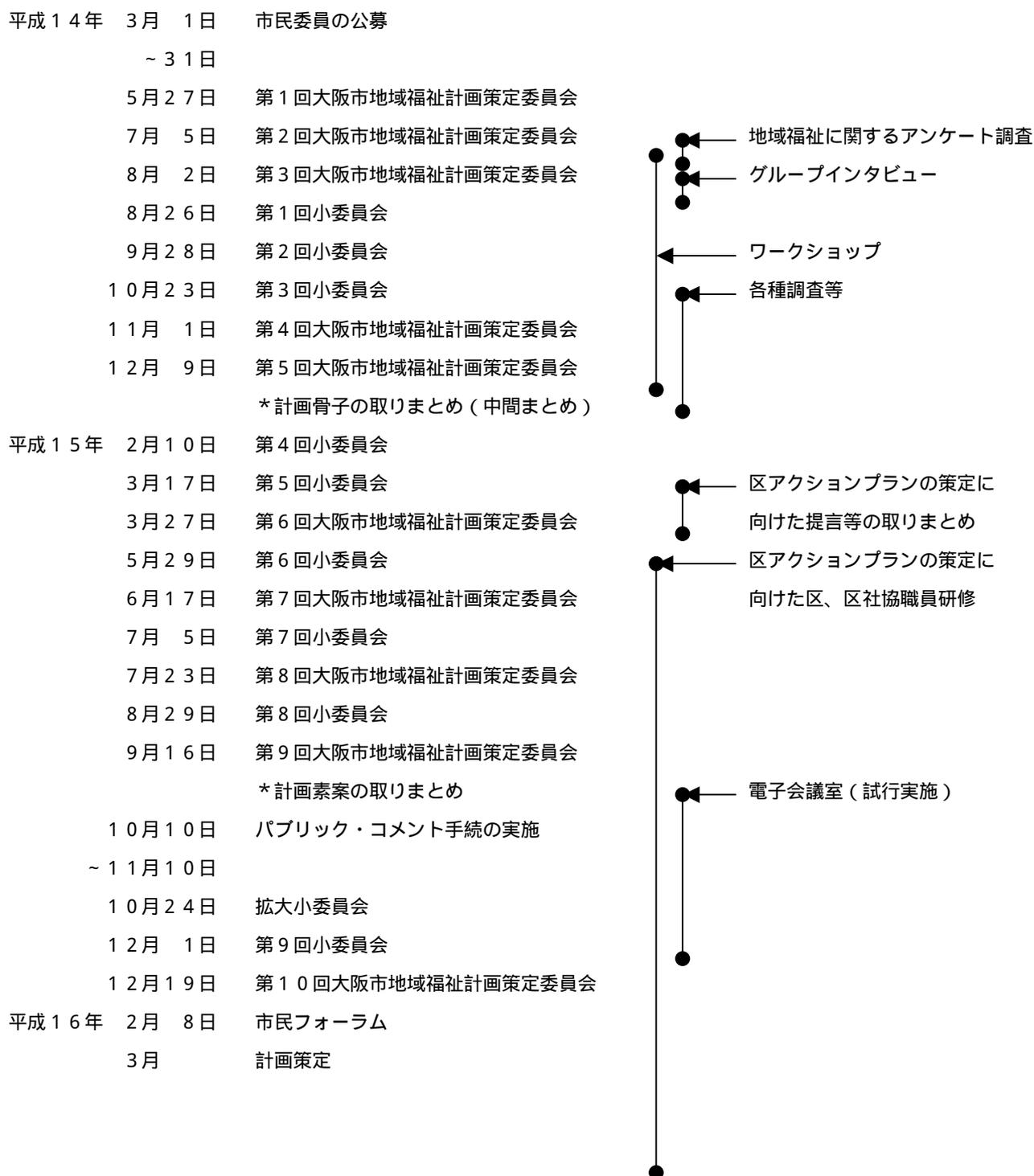
委員長

委員長代理

小委員会座長

小委員会委員

大阪市地域福祉計画の策定経過



大阪市地域福祉計画の策定に関する取り組み実績

「大阪市における今後の地域福祉のあり方について(意見具申)」(平成14年2月)

【審議機関】大阪市社会福祉審議会

【審議時期】平成13年2月～平成14年2月

「大阪市の地域福祉のあり方についての世論調査報告書」(平成14年3月)

【対象者】大阪市内に居住する20歳以上の住民 2500人

【実施時期】平成13年9月～10月

「地域福祉に関するアンケート調査集計結果報告書」(平成14年12月)

【対象者】モデル6区(此花区、中央区、東淀川区、生野区、住吉区、西成区)に在住する20歳以上の市民 各区500人、合計3,000人

【実施時期】平成14年7月

「地域福祉に関するグループインタビュー調査結果報告書」(平成14年12月)

【対象者】大阪市地域福祉計画策定委員会の公募委員応募者(同策定委員会の市民委員に選任された方は除く) 33人

【実施時期】平成14年8月

「平成14年度 市内6区におけるモデル的な取り組み実績からの

『区レベルのアクションプラン』策定に向けた提言」(平成15年3月)

【取り組み実績】

《此花区》

○ ワークショップの実施

梅香地区 3回実施(平成14年8月～9月)

恩貴島地区 2回実施(平成14年8月～9月)

高見地区 3回実施(平成14年8月～10月)

《中央区》

○ ワークショップの実施

桃谷地区 3回実施(平成14年7月～10月)

東平地区 3回実施(平成14年8月～10月)

玉造地区 2回実施(平成14年8月～10月)

○ 企業の社会貢献活動についてのヒアリングを実施(平成14年11月)

《東淀川区》

○ ワークショップの実施

豊里地区 3回実施（平成14年8月～10月）

小松地区 3回実施（平成14年9月～10月）

菅原地区 3回実施（平成14年8月～9月）

西淡路地区 2回実施（平成14年11月）

- 地域福祉計画、バリアフリーに関するディスカッションを実施
（平成14年9月～10月）

《生野区》

○ ワークショップの実施

御幸森地区 3回実施（平成14年9月～10月）

勝山地区 3回実施（平成14年9月～10月）

小路地区 3回実施（平成14年9月～10月）

巽地区 3回実施（平成14年9月～10月）

- 在日外国人に関わる課題についてのヒアリングを実施
（平成14年10月～11月）

《住吉区》

○ ワークショップの実施

墨江地区、清水丘地区、遠里小野地区、東粉浜地区、住吉地区、
長居地区、依羅地区、南住吉地区、山之内地区、苅田地区、
苅田南地区、苅田北地区の全12地区において、各1回実施
（平成14年8月～10月）

《西成区》

○ ワークショップの実施

玉出地区 3回実施（平成14年10月～11月）

○ 各種調査の実施

今宮中学校の生徒を対象としたグループインタビュー
（平成14年10月）

西成区内の青少年指導員を対象としたアンケート調査
（平成14年11月～12月）

西成区内の勤労者を対象としたアンケート調査
（平成14年12月）

西成区内の小学校保護者を対象としたアンケート調査
（平成14年12月）

「平成14年度 市内6区におけるモデル的取り組み実績報告書《此花区》」
(平成15年3月)

「平成14年度 市内6区におけるモデル的取り組み実績報告書《中央区》」
(平成15年3月)

「平成14年度 市内6区におけるモデル的取り組み実績報告書《東淀川区》」
(平成15年3月)

「平成14年度 市内6区におけるモデル的取り組み実績報告書《生野区》」
(平成15年3月)

「平成14年度 市内6区におけるモデル的取り組み実績報告書《住吉区》」
(平成15年3月)

「平成14年度 市内6区におけるモデル的取り組み実績報告書《西成区》」
(平成15年3月)

大阪市地域福祉計画（素案）にかかるパブリック・コメント手続の実施結果について

1 募集期間

平成15年10月10日～平成15年11月10日

2 募集方法

郵便、ファックス、ホームページ

3 素案の公表方法

(1) 健康福祉局地域福祉課、各区の保健福祉センター、各区区民企画室、区在宅サービスセンターなどで素案を配布

(2) 健康福祉局ホームページで公表

4 意見提出件数

(1) 提出人数 55人

(2) 意見件数 114件

(内訳)

性別	男 28名	女 20名	不明等 7名
年齢	20歳未満 0名	20歳代 1名	
	30歳代 1名	40歳代 6名	
	50歳代 11名	60歳～64歳 8名	
	65歳以上 14名	不明等 14名	
住所	市内 42名	市外 3名	不明等 10名
提出方法	郵送 32名	ファックス 17名	
	電子メール 3名	直接 3名	

5 意見の分類

(1) 理念	10件
人権問題解決・権利擁護	6件
社会福祉協議会の機能強化	4件
(2) 地域福祉の推進	7件
しくみの具体化、評価方法・数値目標等の提示	7件
(3) みんなで支え合うしくみづくり	36件
市民の意識改革・行政職員の意識改革	4件
市民参画・協働の活性化、当事者参加	14件
地域活動の活性化・地域リーダーの意識改革	7件
地域のネットワークの充実	7件
教育と福祉の連携	4件
(4) サービスを利用しやすいしくみづくり	17件
主体形成への支援	3件
ニーズ把握、相談体制、情報提供の充実	8件
民生委員・児童委員の役割の充実	2件
社会福祉士等専門職との連携強化	2件
地域での市民オンブズマンの育成	2件
(5) サービス提供の充実のためのしくみづくり	15件
行政監査の徹底、サービス評価の推進	3件
福祉人材の育成・質の向上	3件
保健・福祉をはじめ他分野との連携	4件
社会福祉施設の地域化推進、社会資源の有効活用	5件
(6) 区アクションプランの策定	6件
プラン調整役の質の確保、	6件
地域の実情に合った具体的なプランづくり	
(7) その他（個別施策への要望や感想等）	23件
税金の適正な使用と福祉施策の充実	3件
各種施策への要望	10件
感想等	10件

大阪市電子会議室（試行実施）の実施結果について

1 活用の意義について

大阪市では、だれもが地域で安心して暮らせるよう、「安全ネット」の一層の充実を図るため、「大阪市地域福祉計画」を平成15年度中に策定し、地域福祉の一層の推進をめざすとともに、市民にとってより身近な地域での地域福祉を推進するため、平成16年度から区レベルにおいて公私協働により取り組まれるアクションプランづくりを支援することとしている。

今後、市民主体により地域福祉を一層推進していくため、総務局において平成15年度に試行実施される「電子会議室」を活用し、だれもが暮らしやすい地域づくりのための市民参加や地域での取り組みのあり方について市民の意見を聴取するとともに、地域福祉の推進において、電子会議室が市民参加の新たな手法としてどのような効果があるか検証するため実施した。

2 実施方法

(1) テーマ

高齢者、障害のある人、子どもたちをはじめ、だれもが暮らしやすい地域であるために、地域で一人ひとりができること、協力してできること

(2) 実施時期

平成15年10月1日から31日まで

(3) 参加対象者

大阪市に在住・在勤（通学）及び大阪市について考えていただける方で、インターネットにより本市ホームページにアクセスできる方

(4) 定員

40名まで

(5) 実施概要

大阪市ホームページ基盤上に電子会議室を設置し、インターネットを利用した市民の意見交換の場を提供する。

(6) 募集要領

募集時期

9月1日から9月15日

周知方法

市政だより及びホームページ

募集方法

大阪市ホームページにより参加申し込みを受け付ける。

(7) 世話人

神戸親和女子大学文学部講師 黒田 隆之

3 実施結果

(1) 参加者数 15名

【内訳】

性別	男性	11名	女性	4名		
年齢	20歳代	2名	30歳代	4名	40歳代	3名
	50歳代	3名	60歳以上	3名		
職業	勤労者	6名	自営業	2名	パート・アルバイト	1名
	無職	4名	家事専業	1名	その他	1名

(2) 発言件数 68件

【内訳】 参加者(11名) 45件, 世話人 23件

(3) 主な発言内容

地域について

暮らしやすい地域とは

市民参加

地域のつながりについて

障害者とのつながりについて

地域と行政の関わりについて

総合相談体制について

バリアフリーについて

地域で主体的に取り組んでいること

大阪市健康福祉局生活福祉部地域福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話 (06) 6208-7958 ファックス (06) 6202-0990